

# 石川県中央会 会報 特集号

## 目 次

### 組合金融事業の手引き

第 1 章 金融事業の運営にあたって .....	2
第 2 章 金融事業実施のポイント .....	4
1 . 進め方 .....	4
2 . 借入申込から貸付まで .....	7
借入申込 .....	7
実態把握 .....	8
貸付の決定 .....	12
貸付の実行 .....	15
第 3 章 事務処理 .....	17
第 4 章 事後管理 .....	20
1 . 貸付先・担保・保証人の変動	
2 . 債権の管理	
Q & A .....	25
様式ひな形 .....	33

### 商工中金活用の手引き

商工中金とは .....	40
主な取り扱い業務 .....	41
商工中金の支援策体系 .....	43
国の施策に基づく特別貸付 .....	45

### 中央会からのお知らせ

・ 第 155 回臨時国会で成立した主な中小企業関係法律について .....	47
・ 中小企業金融セーフティネット対策について .....	50
・ 平成 15 年度石川県産業技術等研究開発事業費補助金、 モノづくり高度加工技術研究開発事業費補助金の公募について .....	52
・ 石川県優秀新製品販路開拓事業費補助金（仮称）の募集について .....	53
・ 平成 15 年度中央会役員会、表彰式並びに通常総会の日程（予定）について .....	54
・ 石川銀行関連再生支援特別相談窓口の開設等について .....	54
・ 個別専門相談室開催のご案内 .....	54

## 第1章 金融事業の運営にあたって

### 今、なぜ 金融事業でしょうか

かつて我が国経済が長期にわたる高度成長を続け、大企業をはじめとする企業の旺盛な資金需要のもとで、高金利の時代が続き、中小企業の方々が借入困難であった時代において、組合による金融事業は、組合員の方々の金融の円滑化に大きな役割を果たすものと、どなたにも認められてきたところです。

しかし現在は、低成長経済にあり資金需要も低調であり、金融は低金利で、かつ緩和基調が定着していることから、わざわざ組合が面倒な金融事業を行うまでもないとお考えの方もおられると思いますが、はたして本当にそうでしょうか。

結論からいいますと、昨今の中小企業をめぐる金融環境は、総体的な緩和基調にあるとはいえ、金融システム改革が進展する中で金融機関自体の経営改革が進められており、中小企業の方々の資金ニーズに十分に応えうる状況にないと思いますが、もし今後、より一層好転することがあるとしても、共同事業の中での金融事業の地位や重要性は変わらないと思います。

それは、次のように、金融事業が単に組合員の金融を円滑にするという役割だけにとどまるのではなく、組合運営そのものを円滑にするうえでも多くの効果が期待できるからです。

ちょっと古くなりましたが、商工中金の組合実態調査（平成8年実施）によって金融事業を実施している組合の「金融事業を実施している理由と効果」について調査した結果をみますと、

- ①組合員にとっての借入手続が容易である（53.0%）
- ②組合員の安定した経営資金調達源となっている（30.3%）
- ③組合員は担保を必要としない（27.9%）
- ④組合員にとって組合から借りた方が金利が安い（25.9%）
- ⑤組合員の希望する時期にタイミングよく借入できる（20.6%）

といった組合員の金融の円滑化に関する直接的効果の他に、

- ⑥転貸手数料収入により組合財政が安定する（27.2%）
- ⑦単独借入が困難な組合員が借入でき、組合員の脱落防止に役立つ（24.9%）
- ⑧相互連帯が増し、組合員の結束が強化される（17.3%）
- ⑨組合員の業況把握ができ、組合の共同事業の円滑な運営に役立つ（10.5%）

といった効果もあるとしており、間接的に組合の運営の円滑化にも重要な役割を果たしていることがうかがわれます。

また、商工中金の同調査で、「組合の財源としての主要3項目は何か」について調査したところ、金融事業収入をあげる組合が2割以上となっており、賦課金収入、共同事業収入の項目に次いで多い割合を占めていました。現在は超低金利の時代であり、調査当時と同程度ではないかもしれませんが、金融事業が組合財政にも貢献することに間違いはないと思います。

さらに、組合が金融事業を実施する際は、金融事業を円滑に行うための組織・機構を

ある程度整備する必要があり、そのことが組合の内部体制の整備にも役立ちます。このように、金融事業を実施することは、組合員の金融の円滑化に役立つのみではなく、組合への求心力を高め、組合財政の基盤強化が図れるなど、組合自体の基礎固めにも効果を発揮します。

今日、わが国経済は、産業の成熟化のもとでの新規開業率の低下や経済のグローバル化、地球環境問題の深刻化、少子高齢化の進展、更にはIT革命に象徴される技術革新の進展など、著しい環境変化のもとで新たな発展を目指して各分野での改革が進められております。中小企業の分野では、平成12年に、中小企業基本法の全面的改正をはじめとして関連諸法が改正され、21世紀をみすえた中小企業の政策体系が再構築されましたが、こうした中で今後の組合活動についても新たな方向性が示されました。

具体的には、組合が従来共同生産・加工・購買といった規模のメリットを目的としたハードな共同事業に加えて、今後は組合員がそれぞれの持つ専門能力・技術・技能等を組合せ、相乗効果を発揮して新分野進出や新製品開発、市場開拓・マーケティングを目指すといった、ソフト面の共同事業への取組みを一層推進することが、新たな発展へのみちとして重要であるとするものです。こうした取組みには、まず組合の基礎固めが大切ですが、そのためにも金融事業の役割を再認識していただき、この手引きを手がかりとして金融事業を有効適切に運営していただければと思います。

## 第2章 金融事業実施のポイント

### 1. 進め方

#### チェックポイント1

- a. 定款の事業目的に金融事業が記載されているか
- b. 貸付条件や手続などを金融事業規約で定めているか
- c. 組合の借入金残高の限度額等を定めているか
- d. 金融委員会を設置しているか
- e. 事務局の役割は明確であるか

金融事業の円滑な運営には、組合の内部体制を整備することが必要です。特に組合の金融事業は、その原資のほとんどを金融機関に依存する場合が多いので、事業の推進にあたっては金融機関の信頼を得ることが必要です。そのためにも、内部体制の整備、すなわち運用基準の明確化のための「規則」づくりと、公平、的確かつ効率的な運営のための「組織」づくりが必要となります。

規則として検討すべきもの及びそのための機構としての制定機関は次の通りです。

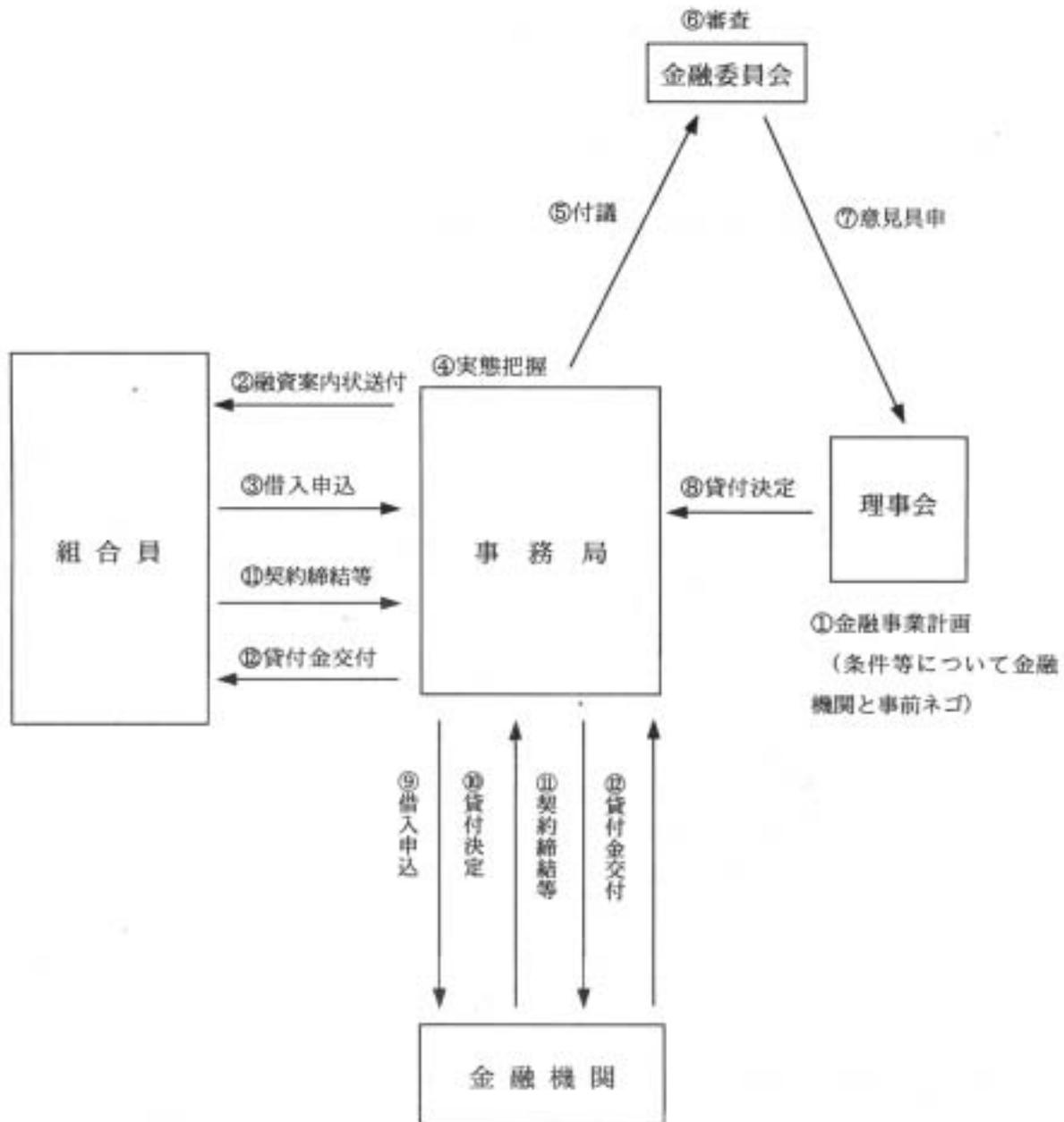
制定機関	規則の名称（運用の基準）
総会	定款
	金融事業規約 金融委員会規約
	事業計画・収支予算 ○組合の借入金残高の最高限度 ○組合の債務保証残高の最高限度 ○1組合員に対する貸付金残高（含む手形割引）の最高限度 ○1組合員に対する債務保証残高の最高限度 ○取引金融機関の指定
理事会	金融事業規程

法律で定められた機関は上記の総会、理事会ですが、この他に金融委員会、事務局を設置して、以下のような流れで実施することが肝要と思われます。

#### a. 定款の事業目的に金融事業が記載されているか

組合の行う事業は、定款に必ず記載しなければならない「絶対的必要記載事項」で、かつ登記事項となっています。したがって、定款にその旨の記載がない組合が新たに金融事業を行う場合は、まず定款変更の手続が必要となります。定款の変更は、総会の特別決議（2/3以上の多数決議）事項であり、行政庁の認可が必要となります。

金融事業の基本的な事務の流れと機構の概要



<金融事業の模範定款記載例>

●資金の貸付を行う場合

組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

●金融機関に対して債務保証を行う場合

商工組合中央金庫、〇〇銀行に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て

**b. 貸付条件や手続などを金融事業規約で定めているか**

金融事業を行う場合、貸付条件や手続などは金融事業規約で定めるのが一般的です。この規約を定めるか否かは組合の判断に委ねられていますが、金融事業は広く組合員に利用してもらうよう心がけなければなりませんから、そのためには金融事業の運用基準を組合員に明瞭に示すことが大切ですので、金融事業を実施する組合では金融事業規約を定め、規約に沿って事業を進めることが望ましいといえます。

**c. 組合の借入金残高の限度額等を定めているか**

金融事業を始めるに際しては、組合員の資金需要、信用面、組合自体の体力等を参考に組合自体の借入金残高の限度額、1組合員当たりの貸付金残高の限度額、並びに債務保証事業を行う組合にあつては組合自体の債務保証残高の限度額、1組合員当たりの債務保証残高の限度額を定めることが必要です。この限度は毎年、総会で議決することが必要です（Q&A参照）。

**d. 金融委員会を設置しているか**

金融委員会は、通常、理事会の諮問機関として設けられ、借入申込先の資金の必要性や信用調査結果の検討、金額の妥当性などを審査し、理事会に意見具申することを主な業務とします。設置にあたっては、金融委員会規約などで、目的、組織、任務、招集、委員などを明らかにしておくことが望まれます。

金融委員会が効果的に機能するか否かは委員如何にかかっていますから、次のような人を選ぶことが大切です。

- ① 公平な判断を下せる人
- ② 組合員のことを熟知している人
- ③ 業界、地域経済について見識を持っている人
- ④ 法律面に明るい人

金融委員会のメンバーには、組合役員のみでなく、一般組合員、顧問会計士等金融面に明るい人を選ぶこともできます。

**e. 事務局の役割は明確であるか**

金融事業に関する業務は、代表理事（理事長）が執行します。代表理事のもとで、借入申込の受付、実態把握、貸付の実行・回収、債権の保全などの一連の事務を処理するのが事務局です。事務局は、事務処理について明瞭、簡便、迅速にしかも正確に行うよう心がけなければなりません。そのためには、権限委譲や相互牽制システムの採用が有効です。

また、取引金融機関に対して決算、事業計画等組合の内容をきちんと説明して信頼を得るとともに、相談の窓口として活用することが必要です。

## 2. 借入申込から貸付まで

組合の行う金融事業には、組合員に対する事業資金の貸付、そのためにする組合の借入、債務の保証、債権の取立の四つがありますが、その中で最も中心的な事業は資金の貸付事業です。

ここでは、借入申込から貸出までの一連の具体的な諸手続や留意事項について述べます。

### 一. 借入申込

#### チェックポイント2

- a. 借入申込内容は貸付基準に合致しているか
- b. 借入申込に対して助言、指導できることはないか
- c. 借入申込にあたって必要な書類を請求しているか

#### a. 借入申込内容は貸付基準に合致しているか

組合員から借入申込を受けたら、総会や金融事業規約で決められた貸付基準に合致しているかどうかを確認することが必要です。

総会では、毎年組合の借入金残高の最高限度額や1組合員当たりの貸付金残高の最高限度額が決定されますので、申込先の貸付実行後の総貸付金残高が限度額の範囲内であることを確認します。金融事業規約で金額、用途、期間、償還方法、担保、保証人などについて特別の基準を設けている場合には、これに従うことになります。

なお、組合が貸付できるのは、組合員の事業運営に必要な運転資金及び設備資金に限られ、生活資金や投機資金などは貸付できません。

#### b. 借入申込に対して助言、指導できることはないか

借入申込の受付は金融事業の第一歩です。それだけに、申込先の実態に即応した金融の道が開けるよう適切な助言、指導が肝要です。事務局では、借入申込に際しての助言、指導に役立てるためにも、常日頃から次の点についてよく検討し、把握しておくことも必要です。

①国や地方公共団体の制度融資、金融機関の融資制度など

②金融機関の具体的な借入申込や貸付などの諸手続

組合の貸付基準や金融機関の融資制度に合致しない借入申込については、申込先と一緒に解決の道を探り、それでもなお問題が残る場合、事務局は直ちに理事長に報告し、その指示を仰ぐようにします。

#### c. 借入申込にあたって必要な書類を受領しているか

申込先の負担軽減並びに手続の簡素化のために、借入申込書類は組合員の現状、資金の必要性、組合員の財務状況がわかる程度の最小限必要なものにとどめ、公平性の維持のためにも金融委員会で提出書類を決めておくことも必要です。

また、借入申込書類等から組合員の機密を知り得る立場にある理事、委員及び事務局職員は金融機関に劣らない守秘義務が必要です。

金融機関が新規申込の際に通常提出を受ける書類は次の通りです。

- ①決算書2期分（税務申告控）、②企業概要（パンフレット等）、③借入申込金の使途明細、（その他申込金の内容に応じて見積書、事業計画書等、適宜）

## 二．実態把握

### チェックポイント3

- a．人と物の両面から組合員の実態把握ができているか
- b．業況や償還財源等からみて資金使途・金額は妥当か
- c．万一に備えて債権保全措置を講じる必要はないか

実態把握の主たる目的は、借入申込先の将来の返済財源などをつかみ、貸付金の償還見通しを得るところにあります。実態把握は、事業実態の把握、資金使途面の把握、債権保全面の把握の三つに分けることができます。組合が経験を重ね、実態把握のノウハウを身につけることこそ、金融事業を円滑に運営し発展させる鍵になります。

#### a．人と物の両面から組合員の実態把握ができているか

企業は人と物を基礎として経営活動を行っています。これらの経営活動は収益と費用、あるいは資金の運用と調達という形で財務諸表に示されます。つまり、企業面の把握は人と物についての企業実態面の把握と、経理面についての信用分析とに分けることができます。ここでは、企業実態面の把握のポイントについて簡単に述べます。

金融機関からみるポイントは次のような点です。

##### (1) 基礎的事項

###### (一) 沿革

現在の存立基盤を知り、将来における成長見通しを知る手がかりになります。

###### (二) 経営環境

組合員の営む事業の市場動向や競争状況を調べます。

###### (三) 関係会社

組合員がどのような企業系列に属するか、あるいは傍系会社かどうかなどを確かむ必要があります。

###### (四) 金融機関との取引状況

主力金融機関の有無や融資態度を調べます。

これらについての判断材料は、主として組合員の経営主脳との面談によって聴取することになります。

##### (2) 経営者(経営陣)

経営者の優劣は企業の盛衰に関わる大きな問題です。中小企業にあっては、経営者個人あるいは少数の経営者(経営陣)によって経営が支配されることが多いので、

特に経営者の調査が重要です。経営者の評価は、人格、識見、経営判断、後継者などがポイントですが、調査にあたっての留意事項を示すと次のようになります。

- (一) どのような経営方針を持っているか。
  - (二) 経営の実権は誰が握っているか。
  - (三) どのような経歴か。倒産歴等はないか。
  - (四) 経営者（経営陣）の資産背景は十分か。
  - (五) 後継者は決まっているか。
  - (六) 業界内での評判（人望）はどうか。
- (3) 事業の内容
- (一) 業界における地位  
数量や販売価格などを基準として同業者間の地位や競争力を見ます。
  - (二) 販売状況  
販売力の優劣が企業成長力を決定するので、販売状況を提出資料によって検討します。
  - (三) 仕入状況  
仕入の適否は収益性と資金繰りの両面で重要な意味を持っています。
  - (四) 将来の見通し  
これには、①組合員が所属する業界の景気動向、②景気動向に対する抵抗力、③競争企業の実情、などの検討項目があります。

#### b. 業況や償還財源等からみて資金使途・金額は妥当か

組合員の所要資金計画を把握して、その事業現況や将来計画からみて必要かつ適切な資金であるか、償還財源からみて妥当な金額であるかを検討することが必要です。

##### (1) 設備資金

資金使途が設備資金である場合、検討の主要ポイントは次の事項になります。

- (一) 事業計画及びこれに伴う所要資金計画の概要、すなわち建設場所、設備の種類、数量、所要金額、工事予定などはどうか。
- (二) 計画は組合員の従来設備、事業内容とどのような関係にあるか。
- (三) 計画は業界の現状及び見通しからみて妥当か。
- (四) 計画は妥当としても、
  - ・新設備操業に伴う運転資金の調達が可能か。
  - ・新設備を能率的に運営していくだけの技術を持っているか。
  - ・新設備の能率はどうか。
  - ・原料の手当て、製品の販売に問題はないか。
  - ・従業員は確保できるか。
- (五) 公害防止など環境問題への適合性はどうか。

##### (2) 運転資金

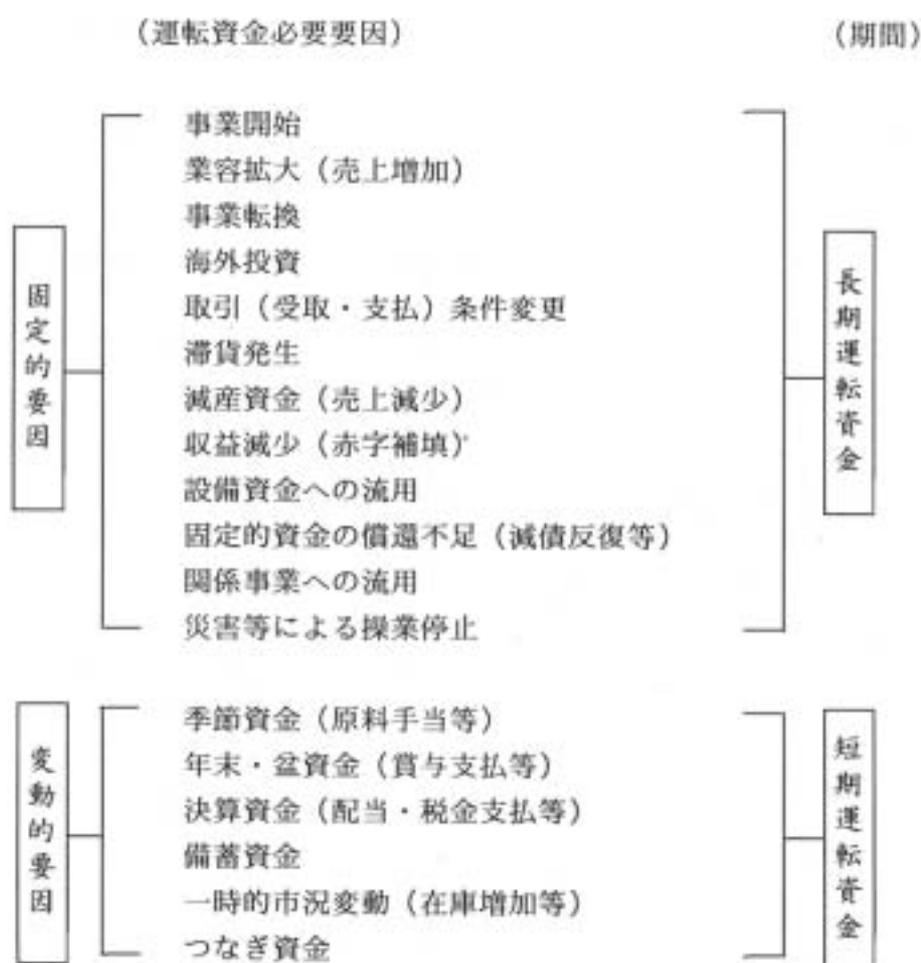
運転資金とは、企業が必要とする資金のうち設備資金を除く一切の資金を総称して運転資金といいます。運転資金の発生要因には固定的なもの（業容拡大等財務収

支に及ぼす影響が長期にわたるもの）と、一時的なもの（季節資金等財務収支に与える影響が短期にとどまるもの）とがあります。表面的には一時的な短期資金として申し込まれたものであっても、その背後に固定的な要因が存在していることがよくあります。

したがって、運転資金の必要要因を的確に把握し、①一時的・短期的なものか、②長期・固定的なものか、を見極めることが重要です。

運転資金を要因別・期間別に分類すると次の通りです。

### 要因別・期間別運転資金の分類



なお、運転資金の中には手形割引もありますが、手形割引を行う場合は次のような項目に留意することが必要です。

- ・手形は商取引が裏付けとなっている商業手形であること。
- ・手形の支払人の信用調査を慎重に行うこと。
- ・手形要件や裏書きの連続についても確認すること。

c. 万一に備えて債権保全措置を講じる必要はないか

適正な償還財源によって約定通り貸付金が完済されれば問題が生じることはないわけですが、現実には不測の事態発生によって予定していた償還財源の回収ができなくなる場合もありますので万一の場合に備えて債権保全措置を講じる必要があります。

債権保全のためには、物的担保の取得と、人的担保の取得の二つの方法があります。

(1) 物的担保

担保として取得する物件は、市場性に富み、換価性が高く、かつ取得後の管理が容易なものが適当であることは言うまでもありません。したがって、①山林、②農地（ただし市街化区域内の農地を除く）、③市街化調整区域内の土地、④訴訟または紛争中の物件あるいはその恐れのある物件、などは担保として不適当です。

(一) 担保物件とそれに対応する担保権

物件種類		主な担保権種類	
土地 建物 山林		抵当権又は根抵当権	
借地権	建物と共に取得する場合	借地権の登記がない場合	抵当権又は根抵当権
		借地権の登記がある場合	抵当権又は根抵当権及び買権
	借地権のみ取得する場合	地上権	抵当権又は根抵当権
		賃借権	買権
機械設備等		譲渡担保権	
工場		抵当権又は根抵当権	
船舶	登録船舶	抵当権又は根抵当権	
	登録船舶以外の船舶	譲渡担保権	
自動車		抵当権又は根抵当権	
指名債権		買権又は譲渡担保権	
有価証券		買権又は譲渡担保権	

(二) 普通抵当権・根抵当権

抵当権の設定の方法には、普通抵当権と根抵当権とがあります。普通抵当権は、特定の債権を担保するもので、債権が完済されると抵当権も消滅します。

根抵当権は、一定の種類の取引（金銭消費貸借など）を反復して行う場合、その債権は一定限度（極度額という）まで担保します。したがって、反復取引が予想される場合は、手数と費用の節約ができる根抵当権の設定が便利です。

(2) 人的担保

人的担保の典型は保証です。保証は、債務者がその債務を履行しない場合に保証人が債務者に代わって債権者に弁済することを本来の趣旨とするもので、保証人の財産から保証の効力として直ちに優先弁済を受けるといようなものではなく、保全措置としては一般的に抵当権などの物的担保より劣るとされています。

しかし、資産がある人が保証人になるときは、いざというときには債務者に代わって弁済してもらえると利点があるので、貸付金の保全措置としては欠くこと

ができないものです。また、事業の責任者を保証人としておくと、事業の経営をより健全に行うことを期待できるという利点もあります。

保証は、その性質や形式に着目すると、次のように分けることができます。



#### (一) 連帯保証、単純保証

保証人が主たる債務者と連帯して保証することを「連帯保証」といい、通常、組合が組合員に対して求めるのは連帯保証人です。連帯保証人には、保証履行の請求を受けた場合、主たる債務者に先に請求してほしいとか、主たる債務者の財産を先に処分してほしいなどといった、抗弁権が認められていません。

したがって、主たる債務者が約定通り債務を履行しないときは、債権者はその全額についていつでも連帯保証人に保証履行の請求ができるので、抗弁権が認められている「単純保証」と比べると有利になります。

#### (二) 根保証

根保証は、特定の債務ではなく継続的な取引から生ずる不特定の債務を保証するもので、通常は一定の保証限度を設けています。手形貸付や手形割引のように反復する貸付については、そのつど、保証を求めていたのでは煩雑であるばかりでなく、関係者にも負担をかけることになるので、根保証方式が便利です。

#### (三) 共同保証

これは、同一の債務について数人が保証債務を負担する場合をいい、保証人の責任はその保証が単なる保証であるか、連帯保証であるかによって異なります。

### 三. 貸付の決定

#### チェックポイント4

- a. 貸付決定金額は返済財源からみて妥当か
- b. 貸付の形式はどれにするか
- c. 資金用途に応じた貸付期間、償還方法になっているか
- d. 担保とする物件に問題はないか
- e. 保証人をどうするか

組合事務局による実態把握が完了すると、金融委員会で審査を行い、貸付の可否を決定し、理事会に答申します。これをもとに理事会は、貸付について決定します。貸付の具体的な条件を決定する際の留意事項は、次の通りです。

#### a. 貸付決定金額は返済財源からみて妥当か

##### (1) 設備資金

①組合員の事業計画・資金計画が妥当か、②新設備稼働後の予想税引後利益と減価償却費で返済が可能か、③立上り期及び設備稼働が当初計画を下回った場合の運転資金に支障がないか、等について検討します。

設備の新增設が必要と認められる場合でも、資金計画、収益力に疑問のある場合には、設備計画の縮小や自己資金の投入額等を含めて、その妥当性について再検討してもらう必要があります。

##### (2) 長期運転資金

長期運転資金は、9～10頁に示したように、多岐にわたる発生要因に伴う自己資金不足を長期にわたってならすものです。その限度は、設備資金と同様に、資金の必要性と貸付後の収益力によって決まるのは当然ですが、発生事由がもともと収益を生まないことから、組合員の総合的な資金調達力が大きなポイントとなります。

##### (3) 短期運転資金

金額の限度は、申し込まれた資金の必要性、妥当性と、組合員が期間内に返済が可能な支払能力との範囲内で決められます。短期運転資金の償還財源は、原則として、売掛金又は未収金などであり、できれば組合員に資金繰表の提出を求めてチェックすることも必要です。

#### b. 貸付の形式はどれにするか

貸付形式には、証書貸付、手形貸付、手形割引の三つがあります。

##### (1) 証書貸付（金銭消費貸借契約証書）

貸付金額、返済時期、利率などの貸付条件を明示した証書による貸付です。契約の内容が明示できることから、通常、貸付期間1年以上の長期の貸付に利用されます。

##### (2) 手形貸付

前項で述べた証書にかえて、借主が貸主を受取人として振り出した約束手形を用いる貸付をいいます。手形により簡便に権利の行使ができること、手形期間は短期間であり期限到来ごとに貸付条件を再検討できるなど利点が多いので、通常、貸付期間1年未満の短期の貸付に利用されます。

なお、証書貸付とするか手形貸付とするかについては、必ずしも貸付期間のみにこだわる必要はありません。貸付期間1年未満の貸付でも、契約内容の複雑なものについては証書貸付の方法が使われることもあります。

##### (3) 手形割引

商業手形をその所持人から買取ることにより貸付と同じ効果を得るものをいい、

商業手形を現金化する場合は、通常この方法によります。商業手形は、商品の売買などの裏付けがあるため支払の確実性が高く、また割引依頼人としては、手形貸付のように改めて手形を振り出す必要がないなどの利点があります。

なお、商取引の裏付けのない、いわゆる融通手形を割り引くことのないよう注意が肝要です。

### c. 資金使途に応じた貸付期間、償還方法になっているか

#### (1) 長期資金

長期資金(設備資金、運転資金)の場合は、予想される償却前税引後利益から償還できると算定された範囲内で分割償還(月賦償還等)とするのが適当です。

季節的に変動がある業種については、変動に合った償還方法をとる必要があります。また、設備資金の場合、新增設の工事期間、試験操業期間などを考慮して、実情に合った据置期間を設けることが必要です。

#### (2) 短期資金

短期資金は、その性格上まず販売・加工代金、工事代金などの回収金に償還財源を求めます。したがって、貸付期間は、組合員の生産・加工または販売に要する回転期間の範囲内を限度とし、販売代金などの回収状況に応じて、一時償還または分割償還とするのが妥当です。

### d. 担保とする物件に問題はないか

担保とする物件は、市場性に富み、換価性が高く、かつ取得後の管理が容易である等の適格性を備えていることが必要です。

代物弁済、売買予約による所有権移転請求権の仮登記などのある物件は、市場性、換価性に欠けるので、担保として望ましくありません。

上物つきの土地は、市場性、換価性を確保するために上物と合せて担保とすることが必要です。

### e. 保証人をどうするか

保証人には、次の二つの目的があります。

- ・万一、貸付先が返済不能になった場合、保証人の資産からも回収できるようにする債権保全の目的。
- ・保証人に貸付先の行動を注意してもらうとか、保証人が貸付先の役員である場合には事業運営に対する誠意と責任に期待するといった目的。

保証人としては、通常、組合員である会社などの役員に求めますが、前項で述べたような意味においても、組合員(法人の場合)の代表者は、必ず保証人とすべきです。

## 四. 貸付の実行

**チェックポイント5**  
**貸付に関する書類の受領漏れ・契約締結漏れはないか**

理事会で貸付が決定されると、組合は貸付を実行します。貸付原資を金融機関から調達する場合には、組合は取引金融機関に対し借入申込の手続を行い、金融機関からの貸付決定通知に基づき貸付を実行します。金融機関では組合で決めたものを独自に審査・決定することから、組合での募集に先立ち、事前に金融機関の窓口または担当者に組合の審査の考え方等をよく理解してもらっておくことが大切です。

**貸付に関する書類の受領漏れ・契約締結漏れはないか**

## (1) 貸付実行手続

- ・ 約定書の提出（新規貸付を行う場合のみ）

約定書は、反復継続する取引をより円滑にするため、通常発生の予想される事項について基本的な取決めをしたもので、新規に貸付を行う場合に提出を求め、一切の取引が終了すれば返却します（様式ひな型参照）。

- ・ 印鑑証明書の提出

契約書や手形に押印された印影との照合、確認のために提出を求めます。

- ・ 商業登記簿謄本、定款等の提出

貸付先等の事業目的や行為能力などの確認のために提出を求めます。

- ・ 金銭消費貸借契約書及び手形の提出

貸付条件（金額、返済時期、返済方法、利率等）、これまでの債権・債務の存在を確認するために提出を求めます。

上記の他に、必要に応じて下記の手続も行います。

- ・ 担保設定契約の締結及び登記等対抗要件の整備

担保を設定する場合には、抵当権設定契約証書の提出を求め、登記手続を行う等第三者対抗要件を整えることが必要です。

- ・ 保証契約の締結

通常、証書貸付の場合は金銭消費貸借契約書に債務者とともに保証人にも連署してもらいます。手形貸付や手形割引の場合は別途保証書（根保証書）の提出を求め、保証書に保証人の署名・押印をもらいます。

- ・ 火災保険金請求権に対する質権の設定

可燃物を担保にした場合は、当該物件の火災保険金請求権の上に質権を設定することが必要です。

## (2) 貸付契約の締結

- ・ 証書貸付

「金銭消費貸借契約書」または「金銭消費貸借および抵当権設定契約証書」に、貸付先、担保提供者、保証人等の関係者の署名・押印を受け、契約書を作成・締

結します。

・手形貸付

貸付先振出、組合あての約束手形の提出を求めます。手形要件はすべて組合員に鮮明に記入してもらい、金額訂正は絶対に行わないよう注意します。保証人については、別途保証書に保証人の署名・押印を受けるのが一般的です（手形割引の場合も同様です）。

・手形割引

割引する手形について、記載事項（手形要件）、記名押印、裏書の連続を確認し、組合あての裏書を受けます。

なお、取締役と会社間の取引（自己取引）の場合は、取締役会の承認を要するので注意してください。

＜商法第 265 条【取締役会社間の取引・利益相反行為】：取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス＞

また、法人の行う借入行為、保証行為、第三者に対する担保提供行為等については、それらの行為が商法第 260 条第 2 項の「重要・多額」に該当するのかが取締役会の議事録等で確認する必要があります。

＜商法第 260 条第 2 項：取締役会は左ノ事項其ノ他重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ・

- 1 重要ナル財産ノ処分及譲受
- 2 多額ノ借財…＞

(3) 担保契約の締結

貸付と同時に抵当権を設定する場合は「金銭消費貸借および抵当権設定契約証書」、根抵当権設定の場合は「根抵当権設定契約証書」、有価証券担保の場合は「有価証券担保差入証書」を作成します。

担保となる物件の種類によっては、確定日付や登記・登録などの第三者対抗要件を充足する手続が必要となります。

(4) 貸付金の交付

契約の締結もしくは手形の授受を終り、抵当権設定登記などの必要な手続の完了を確認した後、貸付金又は割引の代り金を貸付先に交付します。

資金交付に際しての留意事項は次の通りです。

- ・証書貸付・手形貸付…通常、利息を先取りして残額を交付する。
- ・手形割引…割引料を差し引いた残額を交付する。
- ・貸付時に担保契約をする場合、登記などの担保手続が完了するまで貸付金を組合で一時預り、手続完了確認後に貸付先に資金交付する取扱が一般的です。

## 第3章 事務処理

チェックポイント6  
金融事業の手数料は貸付金利息と区分して計上する

### 金融事業の手数料は貸付金利息と区分して計上する

貸付の実行及び手形書換、回収について経理処理を中心とした一連の事務手続を「手形貸付」、「証書貸付」に分けて説明します。

なお、貸付の原資が金融機関からの借入金である、いわゆる転貸の場合には、貸付先から金融機関利息の他に、転貸手数料を取るようになります。この両者は、合算して貸付金利息として計上するのではなく、各々区分して計上します。

#### (1) 手形貸付

##### (一) 貸付手続

- ①貸付先から貸付本手形の提出を求め、貸付条件との照合を行います。
- ②貸付実行伝票を起票します。

(例) 手形貸付 10 百万円、利率 6%、転貸手数料 0.1%、期間 90 日、貸付代り金（元金から利息を控除した金額）は組合の当座預金から払出

(振替伝票)

(借方)	(貸方)
手形貸付 10,000,000 円	貸付金利息 147,945 円
	転貸手数料 2,465
	当座預金 9,849,590

貸付金利息 147,945 円 = 元金 10,000 千円 × 利率 6.0% × 日数 90/365

転貸手数料 2,465 円 = 元金 10,000 千円 × 手数料 0.1% × 日数 90/365

- ③貸付代り金は貸付先預金口座に入金するのが一般的ですが、組合の小切手あるいは現金で交付する場合は、貸付先から領収書を求めます。

##### (二) 回収手続

- ①返済は、現金持参または組合預金口座への振込が一般的ですが、小切手を受領したときは、それを取引金融機関に取立を依頼し、資金化された後でなければ、返済充当できませんので注意を要します。
- ②貸付回収伝票を起票します。

(振替伝票)

(借方)	(貸方)
当座預金 10,000,000 円	手形貸付 10,000,000 円

- ③貸付金を期日前に回収した場合は、回収日の翌日から期日までの日数について戻利息を計算して返却します。期日後に回収した場合には、期日の翌日から回収日までの延滞利息を取ります。延滞利息は取引約定書に定められる遅延損害金が適用されます。

(期日前回収例)

手形貸付 10,000 千円、利率 6.0%、期日 9 月 30 日、回収日 9 月 10 日

(振替伝票)

(借方)		(貸方)	
当座預金	10,000,000 円	手形貸付	10,000,000 円
戻利息	32,876	当座預金	32,876

戻利息 32,876 円 = 元高 10,000 千円 × 利率 6.0% × 日数 20 日 / 365

(期日後回収例)

手形貸付 10,000 千円、遅延損害金 14.5%、期日 9 月 30 日、回収日 10 月 10 日

(振替伝票)

(借方)		(貸方)	
当座預金	10,000,000 円	手形貸付	10,000,000 円
当座預金	39,726	貸付金利息	39,726

貸付金利息 39,726 円 = 元高 10,000 千円 × 利率 14.5% × 日数 10 日 / 365

- ④手形の書換をする場合には、まず手形の期日を振出日とする新手形と期日までの利息を取り、旧手形は書換日付け及び書換済印を押印して利息計算書とともに貸付先へ返却します。

(同額書換例)

手形貸付 10,000 千円、利率 6.0%、転貸手数料 0.1%、書換日 9 月 30 日、期限 10 月 10 日

(振替伝票)

(借方)		(貸方)	
手形貸付	10,000,000 円	手形貸付	10,000,000 円
当座預金	150,410	転貸手数料	2,465
		貸付金利息	147,945

転貸手数料 2,465 円 = 10,000 千円 × 0.1% × 90 日(10/1~12/29) / 365

貸付金利息 147,945 円 = 10,000 千円 × 6.0% × 90 日(10/1~12/29) / 365

(減額書換例)

上記と同一、ただし、書換日に約定通り1百万円を回収

(振替伝票)

(借方)		(貸方)	
手形貸付	9,000,000 円	手形貸付	10,000,000 円
当座預金	1,135,369	転貸手数料	2,219
		貸付金利息	133,150

転貸手数料 2,219 円 = 9,000 千円 × 0.1% × 90 日 / 365

貸付金利息 133,150 円 = 9,000 千円 × 6.0% × 90 日 / 365

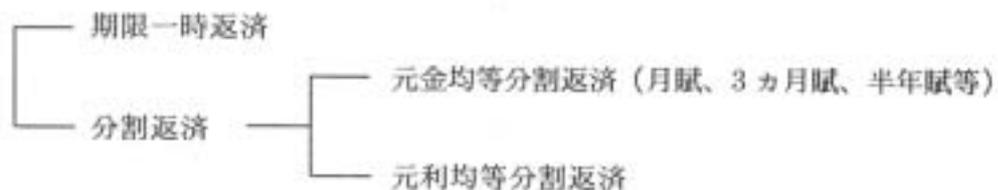
(2) 証書貸付

(一) 貸付手続

- ①貸付条件と契約証書の内容が一致しているかどうか確認します。
- ②転貸手数料は、証書貸付の利息計算に準じて利息支払日毎に取るケースが一般的です。

(二) 回収手続

- ①回収は、契約証書に定められた返済条件によって回収しますが、その方法は、次の3通りによります。



(回収例)

返済日に元金 100 千円と利息 1,000 円を組合当座預金振込

(振替伝票)

(借方)		(貸方)	
当座預金	101,000 円	証書貸付	100,000 円
		貸付金利息	1,000

- ②貸付金が回収された場合、契約証書を貸付先に返却します。

抵当権付貸付金の場合には、抵当権の抹消登記が必要となりますので、貸付先に抹消登記手続を勧めるとともに、必要な書類を渡すことも忘れてはなりません。

## 第4章 事後管理

貸付先の事業状態や申込内容を慎重に調査しても、後に経営環境の変化や事業計画に不都合が生じるなど、当初の貸付条件の履行が困難となる先が出てくるのは避けられないところです。

このため、組合では当初の条件通りに貸付金が使用されているか、貸付金の効果が出ているか、保証や担保、業況等にその後変動がないかを常に注意しておく必要があります。組合は、万一回収に懸念が生じた場合には、有効適切な対策を立てなければなりません、それに必要な知識が不十分だったり、時機を失したりすると、思わぬ損失を被ることになります。

組合は知識習得に努めるとともに、金融機関と相談しながら常に計画性と機動性をもって貸付管理に当たる必要があります。

貸付先や貸付金に関する一般的な問題として、個人企業の事業承継・法人成り・貸付先・担保・保証人の異動、債権の管理などがありますが、ここでは日常の基本的なことについて説明します。

なお、組合員の中で、約定通りの返済が不可能となったり、倒産するものが出た場合は、原則として理事会を開いて対応策を決めるとともに、具体的な回収に当たっては専門的法律知識を要求されることが多いので、弁護士等と相談することが肝要です。

### 1. 貸付先・担保・保証人の変動

#### チェックポイント7

- a. 個人企業経営者が変動する場合には組合員交替等の手続が必要
- b. 法人企業の代表者が交替した場合、連帯保証人の追加・交替を検討することが必要
- c. 担保物件・保証人の解除、差替えを行う場合は、利害関係人の同意が必要

#### a. 個人企業経営者が変動する場合には組合員交替等の手続が必要

- ・ 事業の経営権が後継者に移った場合は、組合員の交替となるので、出資持分の譲渡手続を要するほか、貸付金についても、通常、「重疊的債務引受契約」（新・旧の経営者を実質的な連帯債務とする契約）を締結します。個人企業から法人組織に切り替えた場合も、組合員の資格喪失となり、同様の手続をします。
- ・ 死亡した場合は、相続人と相談し、「債務承認および債務引受契約証書」等の提出を求め、貸付金回収に努めることが必要です。
- ・ 経営破綻などで不幸にして債務者が行方不明となった場合は、金融事業規約や取引約定書に基づきただちに繰上償還手続をとり、貸付金の回収を図り、必要によっては保証人に対する請求や担保権の実行などの方法を検討します。

**b. 法人企業の代表者が交替した場合、連帯保証人の追加・交替を検討することが必要**

貸付先が法人組織の場合、代表者の交替はよく起こることです。代表者の変更自体は、法人格にも債権・債務にもなんら変更を生じませんので、一切の行為は引き続き有効ですが、代表者が連帯保証人となっている場合は、新たな代表者を保証人として追加するか、旧代表者と交替するかなどについて検討する必要があります。

**c. 担保物件・保証人の解除、差替えを行う場合は、利害関係人の同意が必要**

- ・ 担保物件・保証人の解除、差替えを行う場合は、他の利害関係人の同意を得る必要があります。
- ・ 担保提供者が合併、営業譲渡あるいは組織変更を行った場合の抵当権はなんら影響を受けません。担保提供者が死亡した場合も抵当権はなんら法律的には影響されませんが、実務上は、将来の事務手続を考え相続人に所有権移転登記をしてもらいます。
- ・ 特定債務の保証人が死亡した場合は、一般に相続性は認められていますが、実務上は相続人を保証人として追加保証契約を締結します。
- ・ また根保証の場合は、保証人の死亡時における債務額に限られるので、相続人など有力者を保証人として加えた新しい保証書の提出を求めます。
- ・ 保証人が営業譲渡した場合は、譲請人を保証人に追加するのが実務的です。

## 2. 債権の管理

### チェックポイント 8

- a. 支払を受けるためには手形の呈示が必要
- b. 割引手形が不渡の場合は買戻請求が必要
- c. 貸付金回収の第一歩は督促
- d. 回収交渉不調の場合は期限の利益を喪失させることも検討する
- e. 倒産した場合は理事会等を開きすみやかに回収策を立てる
- f. 時効管理が必要

**a. 支払を受けるためには手形の呈示が必要**

貸付金を確保するために、組合員から返済用の手形を受領しているときは、手形の満期日に、支払を受けるために支払場所（普通は金融機関）に手形の呈示をすることが必要です。

呈示の場所は、手形に記載された支払場所（普通は金融機関）で、呈示期間は、支払期日を含めて3取引日以内です。

また、手形要件が完備していない場合は、手形を呈示したことにならないので、裏書の連続や手形要件が完備しているか、あらかじめ点検しておく必要があります。

**b. 割引手形が不渡の場合は買戻請求が必要**

割引手形を期日に呈示したが支払を拒否されたときは、割引を依頼した組合員に買

戻の請求を直ちに行う必要があります。また、同一支那人に対する期日未到来の手形がある場合も同様です。

**c. 貸付金回収の第一歩は督促**

督促の目的は、貸付金について損失を生じることなく、債務者等からできるだけ早期かつ円満に回収することにあります。

貸付金が返済期日を経過しても返済されない場合は、口頭や文書によって、速やかに督促を行う必要がありますが、この場合も、債権者としての組合の立場を一方的に主張することなく、債務者の現況・誠意などを考慮して行うことが肝要です。

**d. 回収交渉不調の場合は期限の利益を喪失させることも検討する**

債務者の業況が悪化し、延滞期間が長期化したり、あるいは不幸にも債務者が倒産（銀行取引停止処分、法定整理申立等）し、貸付金の回収が長期化する場合は、預り金との相殺、担保権の実行、保証履行の請求等を行うため、貸付金の期限の利益喪失ならびに割引手形の買戻請求を行うことを検討する必要があります。

期限の利益とは、期限が到来するまでは、当事者は債務の履行を請求されないとか、権利を失わないなど、当事者がその期間中に認められる権利をいいます。

貸付金の期限の利益喪失の通知は、口頭によっても効力は生じますが、後日の証拠とするため文書によりそれを債務者に配達証明付内容証明郵便で送付するか、同文の通知書2通を作成し、その1通を債務者に交付し、残り1通に債務者から受領した旨の奥書を付しておく方法（この奥書に対して確定日付を付する）によります。

**e. 倒産が発生した場合は理事会等を開きすみやかに回収策を立てる**

債務者である組員企業が倒産した場合は、事務局はまず事業執行の最高責任者である理事長に倒産の事実を報告するとともに、理事会や金融委員会等で貸付金回収についての今後の方針を検討し、その方針に基づいて、次のような回収策を実施します。

- ・ 預り金がある場合は、相殺等により早期回収に努める

債務者からの預り金がある場合は、貸付金と相殺を行います。この場合、貸付金、預り金とも弁済期にあることが必要です。したがって、貸付金の期限が到来していない場合は、期限の利益の喪失手続を行った後でなければ相殺できません。また預り金に期限の定めがあるときは、その期限が到来するか、債務者が期限の利益を放棄した後でなければ相殺できません。

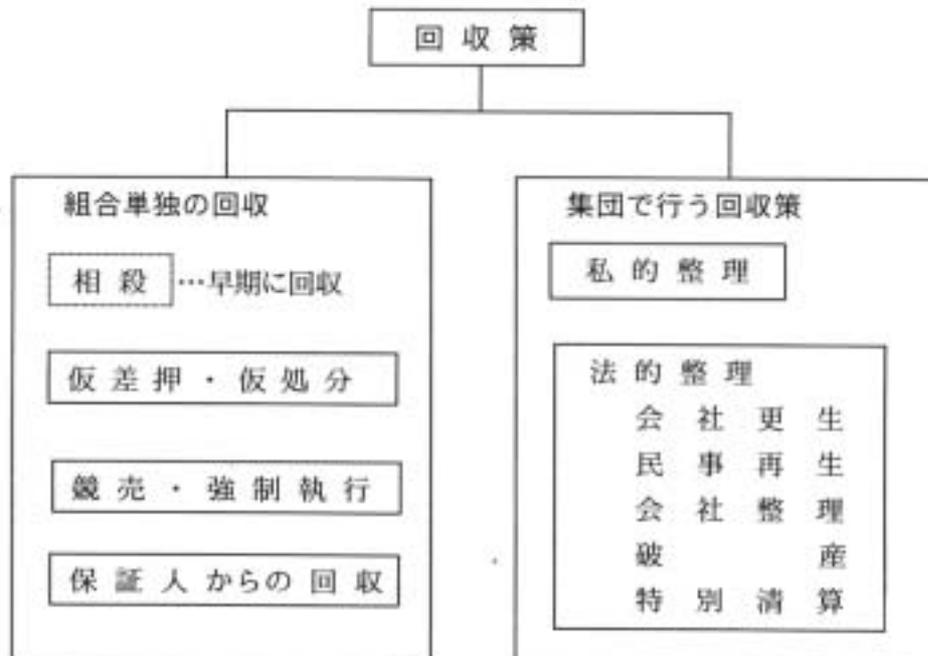
加えて、相殺は、相手方に対して相殺する旨の意思表示が必要で、その意思表示が相手方に到達したときに相殺の効力が生じます。

したがって、相殺しようとするときは、相殺の通知書を作成し、配達証明付内容証明郵便で送付するか、同文の通知書2通を作成し、その1通を債務者に手渡し、残り1通に債務者から受領した旨の奥書を付ける方法により行うこととなります。

・ その他の回収方法

債務者が倒産後の債権回収策は、組合が単独で行うものと集団で行うものがあります。集団で行うものは、私的整理と法的整理に分けられます。

各項目の内容を図示すると、次の通りです。相殺を除きいずれの場合も、回収に時間がかかるでしょう。また、回収に当たっては、法律知識や実務的経験を要求されることが多いので、弁護士に相談したり金融機関と連携を密にすることが肝要です。



f. 時効管理が必要

貸付金が延滞となり長期間経過した場合に注意しなければならないのは、債権の消滅時効です。

時効には、取得時効と消滅時効がありますが、貸付金債権との関係で注意を要するのは消滅時効（民法第166条以下）の方です。

債権は、原則として一定期間行使しないと消滅時効が完成し、債務者から貸付金の回収を図ることが不可能となるだけでなく、保証人や第三者提供の担保からも回収ができなくなります。組合としては、常時消滅時効に注意を払い、時効期間の満了日を考慮し、余裕を持って時効中断の手続をすることが必要です。

- ・ 時効期間は、次の通りです。

内 容	時 効 期 間		時効期間起算日
証書貸付	原則として	5年	弁済期日の翌日
手形貸付	手形債権	3年	満期日の翌日
	貸金債権 原則として	5年	弁済期日の翌日
	依頼人への買戻請求権 原則として	5年	発生の翌日
手形割引	約手・為手の裏書人 為手の振出し人	1年	満期日の翌日
	約手の振出し人 為手の引受人	3年	満期日の翌日

- ・ 時効の中断方法

時効の中断は、通常主債務者に対し、「請求（裁判上の請求、支払命令、和解のための呼出、任意出頭、破産手続参加、催告）」、「差押、仮差押、仮処分」、「承認」のいずれかの措置をとることによって行いますが、一般的には簡便な「承認」の方法がとられています。

中断後の時効が更に進行を開始する時期は、各時効中断事由終了の時からです。その期間は、原則として、それぞれの債権本来の時効期間となります。

## [Q &amp; A]

Q 組合の借入金残高の最高限度額はどのように決めるのか。

A

1. 組合の最高借入限度額は、総会の議決事項とされており、かつては、毎年度の総会で当該年度の最高借入限度額を定める場合が多かったようです。

しかしこの場合、例えばその年度の借入限度額の範囲内であっても、融資期間1年以上の長期資金を数年間継続的に借入を行った場合、借入残高としては限度額を大幅に超過することも生じ、健全な組合運営を脅かすことにもなりかねません。

したがって、現在では、組合の借入限度額は、借入金残高ベースでの最高限度額を総会で定めることとされています。

金融事業を行う組合の借入金残高の最高限度額は、(a)組合の共同事業等に必要な借入金の残高と、(b)組合員への貸付事業に必要な借入金の残高との合計額を、定めることとなります。

〔 なお、組合の借入金とは直接関係しませんが、組合員の事業に関する債務保証事業を行う組合は、組合が行う債務保証残高の最高限度、及び1組合員に対する債務保証残高の最高限度を、総会の議決によって定めることが必要です。 〕

2. 借入金残高の最高限度額についての考え方

(a) 組合の共同事業等に必要な借入金残高

当該年度の組合の共同事業等に必要な資金は、基本的には次のような資金になります。

- ①組合で行う共同事業の取扱高(予想)から算出される資金必要額
  - ②組合の共同施設等に係る設備資金
  - ③その他組合の事業運営に必要な額
- の合計額となります。

この合計額から、自己資金分を差し引いた額が、当該年度の新たな借入必要額になります。

したがって、当該年度に必要な借入金残高の最高限度額は、大まかにいえば前年度末の借入金残高と、当該年度の新規借入必要額との合計額になります。

(b) 組合員への貸付事業に必要な借入金の残高

組合員への貸付事業に必要な借入金の残高は、次項のQ & A (1 組合員に対する貸付金残高の最高限度額およびその具体的な基準はどのように決めたらよいか)にも関連しますが、大まかにいえば前年度末の借入金残高と、当該年度の貸付事業に必要な借入金額との合計額になります。

基本的には、(a)+(b)が、組合の借入金残高の最高限度額になりますが、組合の事業遂行見通し、組合員の資産背景・体力、組合全体での保証額の見込み、実際の資金需要見込み等を勘案して、(a)+(b)より少ない額と定めているケースが多いようです。

**Q** 1 組合員に対する貸付金残高の最高限度額およびその具体的な基準はどのように決めたらよいのか。

**A**

1. 1 組合員に対する貸付金残高の最高限度額

1 組合員に対する貸付金の最高限度額は、組合の借入金の最高限度額と同様の考え方により、貸付金残高の額で定めることとされ、総会での議決事項とされています。

一般的には、金融事業利用組合員の中の、最大規模の利用者に合せて、貸付金残高の最高限度額を定めることが多いようです。

ただし、個別の組合員毎には、次のように、全組合員一律の方法と、組合員毎に差異を設ける方法の、いずれにするかを検討することが必要です。

2. 1 組合員に対する貸付金残高の最高限度額についての考え方

貸付限度の定め方についてのルールはありませんが、全組合員一律の限度設定、組合員の規模(売上)・担保・返済財源等を勘案して組合員間に差異を設ける限度設定、という二つの方法が考えられます。

(一) 全組合員一律の限度設定

最も多い例です。一見公平・平等という感じがしますが、各組合員の規模、資産背景を考慮しない方法なので、金額が小さく、組合の金融事業運営体制が確立されており、相応の保全措置が講じられている場合は、特に問題ないと思われます。

しかし、金額が多額で、相応の保全措置が講じられていない場合は、時によっては組合自体が返済負担を負わねばならないことも考えられ、万一のケースも想定しながら検討すべきでしょう。

(二) 組合員間に差異を設ける限度設定

(a) 組合員の、提出担保・組合への出資金・組合での預り金等を裏付けとし、その金額の範囲内での限度設定

組合としては、貸付金が何らかの形で保全されるので、望ましい方法といえるでしょう。

しかし、この場合はややもすると担保金融となり、担保のない先には厳しいとの非難を受ける恐れもありますので、組合員の体力を加味する等の工夫をして、組合員のコンセンサスづくりを考える必要があります。

集団化(団地)組合の場合は、資産に着目した、しっかりした金融ルールに基づき限度額を設定し、貸付金の健全性を図るケースが多くみられます。

(b) 組合員の売上高等を基準とした限度設定

組合員の規模・体力等を勘案した方法で、金融事業利用者側からは納得の得られる決め方ですが、返済についての裏付けに乏しいこともあるので、金額が大きい場合は担保等の保全措置で補うことも考える必要があります。

Q 担保取得・評価の上でこういった点に留意すべきか。

A

### 1. 取得上の留意点

担保は、債務不履行の場合に備え、貸付金回収を確保する手段として取得するものですから、担保物件の価値の把握（評価）の上からも、処分しやすい物件を求めるよう努めることが肝要です。

担保物件としては、

- ① 不動産（土地、建物）
- ② 動産（機械器具、商品等）
- ③ 有価証券（株式、社債、手形等）
- ④ 指名債権（預金、入居保証金、売掛金、損害保険金等）
- ⑤ その他（ゴルフ会員権、地上権、工業所有権等）

等が考えられますが、担保物件としては不動産が適当で、実際上も、不動産が圧倒的に多くなっています。

不動産でも、換価性、管理等の点から問題のある物件もあります。

例えば、土地については、交通不便な所にある山林、農地、市街化調整区域内の土地、法地（傾斜面の土地）、池沼、道路に面していない土地、不整形な地形でその利用が制限されるような土地等です。

建物についても、用途が限られている特殊物件、超豪華な物件等は換価面で問題のある物件といえましょう。

立地条件・形状以外でも、差押えとなっている物件、仮登記（賃借権、代物弁済予約）がついている物件、買戻特約がついている物件、所有者が共有となっている物件、債務者との関係が薄い者が所有者となっている物件等の担保取得は慎重に行う必要があります。

機械器具を担保に取ることもありますが（通常は譲渡担保）、管理が容易でなく、物件によっては汎用性がなく処分に問題があることもありますので、できたら担保に取ることは避けた方よいと思います。

株式、ゴルフ会員権などは相場が変動し、評価が難しい物件ですので、担保に取る場合も、主要な担保でなく、主要な担保を補完するものとして扱う方がよいでしょう。

### 2. 評価上の問題点

担保の評価は、当該物件の処分により貸付金の返済に充てる点から重要な役割を担っています。

なお、担保評価は、安全性に留意して、通常は評価額に70%～80%の掛目（特殊な物件についてはさらに相当に減じる）を乗じた額とし、ある程度低い価格で処分されても、その担保で返済に充当できるようにするのが一般的です。

ここでは、土地、建物、機械設備、株式・ゴルフ場会員権について述べます。

#### 一、土地

一般に多く用いられているのは、取引事例比較法です。

これは、同一の地域要因を持つ地域や当該土地の周辺の取引事例を集め、これと当該土地の要因比較を行って評価する方法です。

取引事例は、売り手・買い手の個々の事情が絡みますので、事例としてはできるだけ多く集めて特殊性を薄めて評価するのが望ましいといえます。

簡便な方法としては、公示価格や基準地価格、あるいは路線価格を基準にして評価する方法があります。この方法は、同一の地域要因を持つ地域や当該土地の周辺の公示地（基準地）と当該土地の要因比較を行って評価する方法です。

なお、評価の難しい（担保取得にはあまり適しない）物件である、山林、農地、市街化調整区域内の土地、法地、池沼等や上物（建物）を付けない土地、共有持ち分となっている土地等については評価額を低く押さえるか、掛目を低くするなどして、安全性に留意した評価を行うことも必要です。

#### 二、建物

新規物件は取得価格、既存物件は減価償却費控除後の価格（簿価）を評価額の基準としますが、土地に比較すると汎用性に欠けるので、若干低めに評価するのがよいと思われます。なお、建物についても特殊物件、取得時の事情等がありますので、適宜修正のうえで評価すべき場合もあります。

#### 三、機械設備

建物と同様な方法で評価しますが、物件の汎用性という点では建物以上に問題がある場合が多く、処分価格が低くなる恐れもありますので、相応に評価額を減じる方が望ましいでしょう。一般には、担保とはしますが、安全性の点から評価額を0としているケースが多いようです。

#### 四、株式・ゴルフ会員権

株式・ゴルフ会員権は、相場が変動しますので、取得上の留意点で触れましたように、主要な担保にしない方がよいと思います。

評価に際しては、相場が変動するので、現在の相場価格を担保評価の基準とするのは危険です。今後の相場変動の見通し、さらには最近3年間位の底値等も勘案して安全性を加味して低めに評価するのがよいでしょう。

Q 保証人の取り方にはどのようなものがあるか。

A

1. 法律上は、連帯保証、単純保証、共同保証等がありますが、金融取引上は債務者と連帯して保証する「連帯保証」が普通です。

「連帯保証」には、単純保証と違って、催告の抗弁権（まず主債務者に請求せよと請求できる保証人の権利）、検索の抗弁権（まず主債務者の財産から支払うようにせよと請求できる保証人の権利）分別の利益（保証人が数人いる場合は保証負担額は保証人の数で除した金額でよいという保証人の利益）はなく、主債務者と同様の債務を負うことになります。

債務との関係では、ある特定の債務のみを保証する特定債務保証と、継続的な取引から生じる不特定債務を保証する根保証がありますが、組合員の借入が単発である場合は特定債務保証、手形割引のように継続的な借入がある（または見込まれる）場合には根保証というように、借入頻度等により使い分けることも必要です。

2. 保証人としては、債務者たる組合員企業の代表者とするのが一般的ですが、組合員の経営に影響を及ぼす人物・関連会社、担保提供を行う者等を保証人とすることもあります。

3. 金融機関に対する保証人としては、次のようにいくつかの方法が考えられますが、組合としての保全を考慮して、金融機関と相談しながらどういう形をとるかを検討すべきでしょう。

- ①組合主要役員の保証
- ②組合役員全員の保証
- ③転貸先（組合員）の保証
- ④転貸先（組合員）役員・関係者の保証
- ⑤転貸先同志の相互保証
- ⑥上記①～⑤の組合せ

Q 手数料はどのように決めるのか、また水準はどれくらいが一般的か。

A

手数料（貸付手数料、転貸手数料等というようにいくつかの呼び方がある）を取るかどうかは組合の自由ですが、種々の調査では金融事業実施組合の約3/4が手数料を取っています。

手数料は、本来的には金融事業に係る組合の事務負担補てんのために、利用組合員から取るものですので、組合によってその決定方法・水準も異なってくると思います。

ちなみに、商工中金の「事業協同組合実態調査」等によりますと、貸付の種類や期間に関係なくすべての貸付について一定率で取る組合が、全体の70%程度のように見えます。一定率で取る場合の料率は、年利0.3%以下が約70%であり、一般的には、0.1~0.3%という水準が多いようです。

手数料を貸出金額×期間（日数）×料率という形で算出している場合は、金利と同様と見なされ消費税は課税されません。

しかし、貸出1件につき〇〇円というような形の場合は、消費税上は「手数料」として、課税対象になりますので注意が必要です。

Q 金融事業を行う場合の事務処理（貸付金交付、返済）はどのようにすればよいか。

A

金融事業を円滑に行うためには、組合の借入金金融機関に金融事業利用者の預金口座を開設し、その口座を利用して振替処理（入金・払出）するのが、資金の確認もできるので便利でしょう。

資金の一般的な流れとしては、貸付金交付時は、

①金融機関の貸付実行、

②組合預金口座への貸付代り金の入金、

③組合預金口座の預金を払出して組合員預金口座への振替入金、 となります。

貸付金返済時は、これとは逆の流れとなり、

④組合員預金口座の預金を払出して、組合預金口座へ入金、

⑤組合預金口座からの払出（普通は自動振替えの形態）、

により金融機関への返済という形になります。

この場合、組合・組合員・金融機関との間で特約を設けて貸付金（及び返済）を組合預金口座を経由せずに、金融機関と組合員との直取引による入金・払出（組合員預金口座への直接入金、組合員預金口座から直接金融機関への返済のための払出）することもできます。

なお、組合員が遠隔地に所在するとき等の場合は、上記③が、組合から組合員への送金（振込）、という形をとることもあります。

貸付代り金の組合預金口座への入金額は、利息前取りの証書貸付、手形貸付、手形割引の場合には、利息相当額控除後の金額が組合預金口座に入金されます。

（手形割引の場合には、金融機関の事務取扱の都合上、割引料の引落としは貸付実行後3～4日経てから行われるのが一般的です。）

組合では、貸付代り金が預金口座へ入金された後は、さらに手数料を計算しそれを控除した金額を、組合員の預金口座へ振替入金することになります。

（手形割引の場合には、手数料の他、手形の取立手数料相当額も控除した金額を、組合員の預金口座へ振替入金することになります。）

返済の場合は、組合員から返済する元金、利息、手数料を組合の預金口座へ入金してもらふことになります。

Q 組合が利用できる有利な資金にはどんなものがあるか。

A

組合としても、共同事業資金あるいは組合員への転貸資金の有利な資金調達に常に心がけていることと思いますが、組合が利用しやすい資金としては、次のような融資制度があります。

1. 地方公共団体の制度融資

地方公共団体は、中小企業者の事業の健全な発展を支援することを目的として、地方公共団体と金融機関が協調して実施する各種の制度融資を設けており、その中に組合を対象とした融資制度も含まれているのが一般的です。

借入の窓口は、主として金融機関、中央会等になっており、信用保証協会の保証が必要な場合が多いようです。

借入条件は、各地方公共団体によって異なります。

2. 中小企業総合事業団の高度化融資

組合として集団化、共同化、協業化など各種の共同事業を行う場合は、国（中小企業総合事業団）と都道府県の資金を原資として運営する高度化融資制度が利用できます。

借入の要件は厳しい反面、金利は一般的なものでも、2.1%（当面の特例的措置、通常は2.7%）、特別なものについては無利子、借入期間は20年以内など有利な条件となっています。

借入の窓口は、都道府県となっており、組合の共同事業計画への支援と貸付が一体的に運用されています。

## 〔様式ひな形〕

収 入 印 紙	印	<h1 style="margin: 0;">約 定 書</h1>	平成 年 月 日
○ ○ 組 合 御 中			
住 所 本 人			
印			
<p>私は、貴組合との取引について、次の条項を確約します。</p> <p><b>第1条（適用範囲）</b></p> <p>① 手形貸付、手形割引、証書貸付、支払承諾、外国為替その他いっさいの取引に関して生じた債務の履行については、この約定に従います。</p> <p>② 私が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、貴金庫が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行についてこの約定に従います。</p> <p>③ 第三者が貴組合に負担している債務について、私が債務引受をし、もしくは第三者が私に対して有する債権について貴組合が債権譲渡を受けられその結果私が貴組合に負担することになる各債務の履行についてこの約定に従います。</p> <p><b>第2条（手形と借入金債務）</b></p> <p>手形によって貸付を受けた場合には、貴組合は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます。</p> <p><b>第3条（利息、損害金等）</b></p> <p>① 利息、割引料、保証料、手数料ならびにこれらの戻しについての割合および支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行なわれる程度のものに変更されることに同意します。</p> <p>② 貴組合に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年〇〇%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。</p> <p><b>第4条（担保）</b></p> <p>① 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって、直ちに貴組合の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加します。</p> <p>② 貴組合に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか、現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとし、</p> <p>③ 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴組合において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には直ちに弁済します。</p> <p>④ 貴組合に対する債務を履行しなかった場合には、貴組合の占有している私の動産、手形その他の有価証券は、貴組合において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します。</p>			

#### 第5条 (期限の利益の喪失)

私または転貸先もしくは保証人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴組合の請求によって貴組合に対する全部もしくは一部の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

1. 支払の停止または破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 貴組合に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 住所変更の届出を怠るなどその責めに帰すべき事由によって、貴組合に所在が不明となったとき。
5. 債務の一部でも履行を遅滞したとき。
6. 債務の担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
7. 貴組合との取引約定に違反したとき。
8. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第6条 (割引手形の買戻し)

- ① 手形の割引を受けた場合、私について前条第1号から第4号の各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について、また手形の主債務者が期日に支払わなかったときまたは手形の主債務者について前条第1号もしくは第2号の事由が生じたときはその者が主債務者となっている手形について、貴組合から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。また、保証人について前条第3号の事由が生じたときはその者の保証に係る割引を受けた手形について同様とします。
- ② 手形の割引を受けた場合、前項に定めるほか前条に該当する事由が生じたとき、その他割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、貴組合の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。
- ③ 前二項による債務を履行するまでは、貴組合は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。

#### 第7条 (差引計算)

- ① 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貴組合に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預け金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴組合は相殺することができます。
- ② 前項の相殺ができる場合には、貴金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。
- ③ 前二項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴組合の定めによるものとし、また外国為替相場については貴組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第7条の2 (同 前)

- ① 弁済期にある私の預け金その他の債権と私の貴組合に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
- ② 満期前の割引手形について私が前項により相殺する場合には、私は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、貴組合が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができません。
- ③ 外貨または自由円勘定による債権または債務については、前二項の規定にかかわらず、それらが弁済期にあり、かつ外国為替に関する法令上所定の手続が完了したものでなければ、私は相殺できないものとします。
- ④ 前三項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預け金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴組合に提出します。

- ⑤ 私が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は貴組合の定めによるものとし、また外国為替相場については貴組合の計算実行時の相場を適用するものとし、また、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

#### 第8条（手形の呈示、交付）

- ① 私の債務に関して手形が存する場合、貴組合が手形上の債権によらないで第7条の差引計算をするときは、同時にはその手形の返還を要しません。
- ② 前二条の差引計算により貴組合から返還をうける手形が存する場合には、その手形は私が貴組合まで遅滞なく受領に出向きます。ただし、満期前の手形については貴組合はそのまま取り立てることができます。
- ③ 貴組合が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、次の各場合にかぎり、手形の呈示または交付を要しません。なお、手形の受領については前項に準じます。
1. 貴組合において私の所在が明らかでないとき。
  2. 私が手形の支払場所を貴組合にしているとき。
  3. 手形の送付が困難と認められるとき。
  4. 取立その他の理由によって呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき。
- ④ 前二条の差引計算の後なお直ちに履行しなければならない私の債務が存する場合、手形に私以外の債務者があるときは、貴組合はその手形をとめおき、取立または処分のうえ、債務の弁済に充当することができます。

#### 第9条（充当の指定）

弁済または第7条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、貴組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

#### 第9条の2（同 前）

- ① 第7条の2により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- ② 私が前項による指定をしなかったときは、貴組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- ③ 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴組合の指定する順序方法により充当することができます。
- ④ 前二項によって貴組合が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、また満期前の割引手形については買戻債務を、支払承諾については事前の求償債務を私が負担したものとして、貴組合はその順序方法を指定することができます。

#### 第10条（危険負担、免責条項等）

- ① 私が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または私が貴組合に差し入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貴組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴組合から請求があれば直ちに代り手形、証書を差し入れます。この場合に生じた損害については貴組合になんらの請求をしません。
- ② 私の差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合にも、貴組合になんらの請求をしません。
- ③ 万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、手形面記載の金額の責任を負います。

④ 手形、証書の印影を、私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負います。

⑤ 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため貴組合の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

#### 第11条（届け出事項の変更）

① 印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。

② 前項の届け出を怠ったため、貴組合からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第12条（報告および調査）

① 財産、経営、業況について貴組合から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

② 財産、経営、業況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴組合から請求がなくても直ちに報告します。

#### 第13条（合意管轄）

この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴組合の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(注) 1 個別の貸出等について新たな保証人または担保権設定者となる者については、約定書の写を交付しておくこと。

2 第5条（期限の利益喪失）については、次のように2分した約定を締結する例もあります。

#### 第5条（期限の利益喪失）

① 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴組合から通知催告等がなくても貴組合に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

1. 支払の停止または破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

3. 貴組合に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

4. 住所変更の届出を怠るなどその責めに帰すべき事由によって、貴組合に所在が不明となったとき。

5. 債務の一部でも履行を遅滞したとき。

6. 債務の担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。

② 次の場合には、貴組合の請求によって貴組合に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

1. 貴組合との取引約款に違反したとき。

2. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3. 保証人が前項各号の一にでも該当したとき。



## 金銭消費貸借契約証書

### 第1条（借入要領）

債務者は、別に差入れた約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、貴組合から下記要項により金銭を借入れ、確かに受領しました。

記

1. 金額 金 円
2. 使 途
3. 弁 済 期  
および方法
4. 利 息 年〇%、ただし、金融情勢の変化その他相当の理由があるときは、貴組合は、一般に行われる程度のものに変更することができます。
5. 利息支払期  
および方法
6. 損 害 金 この約定による債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し年〇%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

### 第2条（期限前弁済）

- ① 債務者が、やむを得ず、期限前にこの約定による債務の一部または全部を弁済しようとする場合には、あらかじめ貴組合の承諾をえます。
- ② 前項の場合において、債務者は、約定利率が弁済時の取引金融機関が定めた長期プライムレート（以下、基準レートという）を上回る場合には、弁済時から期限に至るまでの期間に対応して約定利率に基づき計算した金額と、同期間に対応して基準レートに基づき計算した金額との差額を、期限前弁済手数料としてただちに貴組合に支払います。

### 第3条（債務の支払場所）

この約定により弁済すべき金銭の支払場所は、とします。  
また貴組合が必要と認めた場合には、支払場所を その他の  
場所に変更することができます。

### 第4条（費用負担）

債務者は、この約定による証書の作成その他この約定により要するいっさいの費用を負担します。

第5条（保証）

- ① 保証人は、債務者がこの約定によって貴組合に対し負担するいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については債務者が別に差入れた約定書の各条項のほか、この約定に従います。
- ② 保証人は、債務者の貴組合に対する預け金その他の債権をもって相殺はしません。
- ③ 保証人が債務者と貴組合との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに極度額に定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が債務者と貴組合との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

第6条（担保保存義務および代位権の特約）

- ① 保証人は、貴組合がその都合によって、担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- ② 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴組合から取得した権利は、債務者と貴組合との取引継続中は、貴組合の同意がなければ、これを行使しません。もし貴組合の請求があれば、その権利または順位を貴組合に無償で譲渡します。

第7条（公正証書作成義務）

債務者および、保証人は貴組合の請求があるときは、直ちに、この約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続をします。このために要した費用は、債務者が負担します。

平成 年 月 日

住 所  
債 務 者

印

住 所  
連 帯 保 証 人

印

住 所  
連 帯 保 証 人

印

組 合 御 中



## 保 証 書

保証人は、(以下、債務者という)が別に差入れた約定書第1条に規定する取引によって貴組合に対し現在負担しおよび将来負担するいっさいの債務について債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については上記約定書の各条項のほか、下記条項に従います。

## 記

- 第1条 保証債務極度額は、金 円とします。
- 第2条 保証人は、債務者の貴組合に対する 債権をもって相殺はしません。
- 第3条 保証人は、貴組合がその都合によって担保もしくは他の保証を変更・解除しても免責を主張しません。
- 第4条 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴組合から取得した権利は債務者と貴組合との取引継続中は、貴組合の同意がなければこれを行使しません。もし貴組合の請求があれば、その権利または順位を貴組合に無償で譲渡します。
- 第5条
- ① 保証人が債務者と貴組合との取引について、ほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとし、ます。
- ② 保証人が将来貴組合に対しほかに保証した場合にも、前項に準じます。

平成 年 月 日

住 所  
債 務 者

印

住 所  
連 帯 保 証 人

印

住 所  
連 帯 保 証 人

印

住 所  
連 帯 保 証 人

印

組 合 御 中

# 商工中金活用の手引き

## ～ 政府系で唯一の中小企業専門総合金融機関 ～

商工中金は、「商工組合中央金庫法」という特別の法律にもとづいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合とともに共同出資を行い設立した政府系金融機関です。

設立以来、中小企業金融の円滑化に全力を尽くし、中小企業のニーズに総合的に応えることができる金融機関へと成長を遂げてきました。

商工中金は、政府系、中小企業専門、組織金融、協同組織、債券発行という5つの基本的性格を持っています。今後とも、商工中金はその独自性を発揮し、中小企業の成長・発展に積極的に貢献していく役割を担っています。

### ○商工中金とは・・・《5つの基本的性格》

<b>政府系</b>	<b>組織金融</b>
<p>商工中金の資本金は、<b>政府が80%、協同組合等が20%を出資</b>しています。</p> <p>官の政策性と民の効率性を併せ発揮し、中小企業金融の円滑化や中小企業の組織化を推進します。</p>	<p>商工中金は、中小企業の組合や構成員への融資などを通じて、中小企業施策の大きな柱の一つである「<b>組織化</b>」を幅広くサポートし、<b>共同事業の振興や組織化推進</b>に貢献しています。</p>
<b>中小企業専門</b>	<b>協同組織</b>
<p>事業所数で99%、従業員数で80%を占める中小企業は「わが国経済のダイナミズムの源泉」として、日本経済の基盤を支えています。</p> <p>商工中金は、北海道から沖縄まで<b>全国99店舗網</b>を通じて、こうした中小企業の<b>事業資金を専門にご融資する金融機関</b>として、全国各地の中小企業にご利用いただいています。</p>	<p>商工中金は、出資者である協同組合等とその構成員による<b>メンバーシップの金融機関</b>であり、「<b>中小企業者の、中小企業者による、中小企業者のための金融機関</b>」です。</p>
	<b>債券発行</b>
	<p>金融債の一つである<b>商工債券(ワリショー、リッショー、リッショーワイド)</b>を発行して必要資金の大部分を調達、この資金をもとに中小企業に安定した良質な資金をご融資しています。</p>

## ○主な取扱業務・・・《中小企業の多様なニーズに対応》

### 【融 資】多様な事業資金を提供します

- ・ 商工中金では、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業が事業に必要とする資金に対し幅広く融資を行っています。
- ・ また、中小企業の資金調達の高度化・多様化ニーズに対しても、私募債の受託や売掛債権を活用したスキームを通じて、積極的に対応しています。

#### 《ご融資先》

商工中金に出資いただいている下記中小企業団体(所属団体)と、その構成員をご融資先としています。また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、及び所属団体とその構成員の海外現地法人などのご相談にも応じています。

商工中金所属団体

中小企業等協同組合

事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合

商工組合・同連合会

商店街振興組合・同連合会

生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合

酒造組合・同連合会・同中央会

酒販組合・同連合会・同中央会

内航海運組合・同連合会

輸出組合・輸入組合

市街地再開発組合

### 【預 金】ニーズに合わせた多彩なラインアップ

- ・ 所属団体である協同組合等とその構成員、並びに所属団体とその構成員の役員、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお客さまなどから預金をお預りしています。

### 【債 券】安全・確実な債券貯蓄をお手軽に

- ・ 商工債券は、安全・確実で手軽な債券貯蓄として、個人や企業にご利用いただいているほか、政府・公共団体・金融機関からもお引き受けいただいています。

**【国 際】 輸出入・海外進出を積極的にサポートします**

・世界各国の260行に及ぶ銀行とコルレス契約を結び、海外取引を積極的にお手伝いしています。

**【経営情報の提供】 中小企業経営に役立つ各種経営情報を提供します**

・全国に広がる店舗網と政府系金融機関としての特性、そして長年蓄積してきた高度な専門知識とノウハウを活かし、主に次のような各種経営情報のご提供や、長期的見通しに立った企画・提案を行います。

ビジネスパートナー紹介... 全国店舗網を活かした販売先・仕入先等のご紹介

国等の施策..... 国等による最新の各種助成金や優遇税制などをご紹介

事業承継対策..... 株価評価・株式移転対策のプランニングなど

株式公開..... 中小企業の立場に立った資本政策や内部体制整備等のアドバイス

M&A・業務提携..... 事業拡大・多角化や企業再編のお手伝い

その他..... 経済・金融情報、業界動向、最新の経営手法など、幅広い情報をご提供

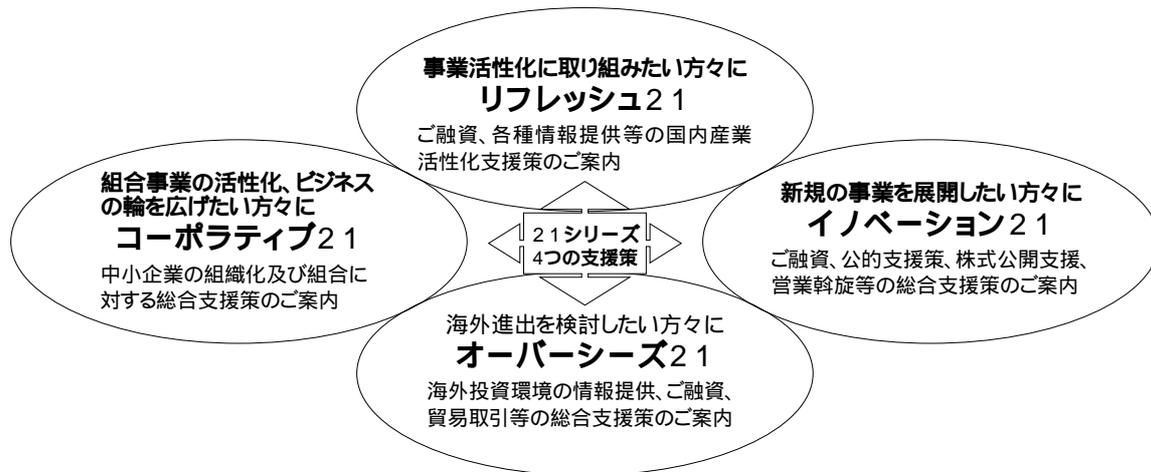
詳しい内容については、次までお気軽にお問合せください。

商工中金 金沢支店

金沢市本多町3 1 25(石浦神社横)

TEL:076 221 6149 FAX:076 222 1898

## 商工中金の支援策(21シリーズ)体系



### 21シリーズのご案内

#### 【リフレッシュ21 国内産業活性化支援策】

事業の活性化に取り組む中小企業を全面的にバックアップし、国、地方公共団体の施策に協力しながら、わが国経済の活力アップを積極的に応援するための施策です。

##### ご融資（ご利用いただける方）

- ・ 地域産業集積活性化法の指定地域等において特定の事業を営む方
- ・ 経済の構造的変化に対処すべく、新分野進出に取り組む方
- ・ 経済的環境の著しい変化により、業況が悪化している特定業種に属する方
- ・ 事業の拡大により、雇用の創出等に取り組む方
- ・ ISO・HACCPの取得・導入に取り組む方
- ・ これから事業を開始する、若しくは事業開始5年以内の個人、会社（既存企業分社化含む）
- ・ リサイクルの推進、産業公害防止、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用等により地球環境問題に取り組む方
- ・ IT関連機器製造、IT関連サービス提供等あるいはIT導入・活用による業務の革新に取り組む方
- ・ 雇用を創出する事業として期待される福祉・介護関連事業、健康増進事業、アウトソーシング関連事業に取り組む方

ご利用される融資（制度融資等）の内容により、融資条件が異なりますので、詳細については商工中金窓口までお問い合わせ下さい。

##### 各種情報の提供

各種補助金情報など広範囲にわたる情報サービスを行います。

#### 【コーポラティブ21 組合に対する総合支援策】

将来的な組合全体の活性化を視野に入れ、全面的に組合をバックアップするための施策です。

### 事業活性化融資支援

次のような組合事業活性化ニーズに融資面からお応えします。

組合経済事業活性化に必要な資金 金融事業を実施するための資金

新設組合が事業を展開していくために必要な資金 経営革新・新事業創出・創業といったような中小企業を取り巻く新たな課題に取り組むために必要な資金

ご希望の期間等により、融資条件が異なりますので、詳細については商工中金窓口までお問い合わせ下さい。

### 事業活性化支援

資金ニーズへの対応のみならず、組合の多様なニーズにお応えします。

- ・新規事業提案・各種補助金情報提供・有効事例還元・組合設立支援等

## 【オーバーシーズ21 海外投資に対する総合支援策】

海外進出を計画されている又はすでに進出されているお客様に、投資環境などの情報提供から、海外投資に必要な資金のご融資や貿易取引などをパッケージ化して、ご案内する施策です。

### 投資環境などの情報提供

各国のインフラ、外資政策から現地のマーケット情報まで、幅広くアドバイス、サポートします。

### オーバーシーズローン

海外進出を行う、又は進出済みの中小企業の海外投資に伴い必要となる設備・運転資金等のニーズにお応えします。

ご利用される融資（制度融資等）の内容により、融資条件が異なりますので、詳細については商工中金窓口までお問い合わせ下さい。

### 貿易取引のサポート

海外現地法人の輸出入などの貿易取引についてもサポートいたします。

## 【イノベーション21 新事業振興貸付】

意欲的で創造的な中小企業の企業家（起業家を含む）精神をバックアップするため、金融面のみならず、公的支援策のご紹介、株式公開支援、営業斡旋など幅広くサポートする施策です。

### 新事業振興貸付

ご利用いただける方は、事業に「新規性」の認められる中堅・中小企業等の皆様です。「新規性」とは、新たな機能や使用価値を有することなどをいいます。

ご利用いただける資金は、新たな事業を行うために必要となる設備、運転資金で、主に事業化段階の資金が対象となります。

「新規性」の詳細やご融資の条件等については、商工中金窓口までお問い合わせ下さい。

### 幅広いサポート

- ・各種補助金や債務保証制度などの公的支援策をご紹介します。
- ・株式公開の支援や新事業展開に必要なビジネスパートナーのご紹介なども行います。

(平成15年1月10日現在)

国の施策に基づく特別貸付(2 1)

貸付名称	貸付対象	資金使途	貸付利率	貸付限度	貸付期間(据置期間)
中小企業 経営革新等 支援貸付 (経営革新資金) 11.7.2～16.3.31 (経営基盤強化) 11.7.2～17.3.31 (戦略的情報技術 活用促進資金) 14.4.1～17.3.31 (海外展開資金) 11.7.2～15.3.31 (中小企業事業展 開支援資金) 14.4.1～15.3.31	経営革新支援法に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業 ・承認を受けた計画について当金庫より承認を受けた中小企業 ・廃止前の新分野進出法に基づき新分野進出等計画の承認を受けた中小企業 ・経営革新支援法に基づく特定業種に属する中小企業 ・情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業	経営革新計画に従って行う経営革新のために必要な資金、経営の向上に必要な資金、経営基盤強化のために必要な設備資金、長期運転資金 *特別利率限度:組合54億円(原則) 組合員27億円(原則) ただし、経営向上計画を承認された方は一律2.7億円	0.90%～1.95% <sup>(*)</sup> (担保一部免除) 1.95%～2.25% <sup>(*)</sup> (*資金使途、貸付期間に於いて貸付利率は異なるが、注す。 0.90%～1.95% <sup>(*)</sup> (*)上記資金に同じ	組合(原則) 組合員20名以上 24億円 組合員20名未満 14.4億円 企業7.2億円 内運転 2.5億円	設備:15年以内(2年以内) 例外:20年以内(2年以内) 運転:5年以内(1年以内) 例外:7年以内(3年以内)
緊急経営 安定対応貸付 12.12.25～24.3.31 ただし中小企業運転 資金円滑化資金 12.12.25～15.3.31	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業 事業の拡大等により当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業 経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている中小企業 最近の経済環境の変化等により、資金繰りに著しい困難を生じていると認められる中小企業 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業	情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、長期運転資金 *特別利率限度:2.7億円 海外直接投資を行う為に必要とする設備資金 事業拡大等のための設備資金、長期運転資金 中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金 支障をきたしている資金繰りを安定させるために必要な長期運転資金	0.90%～1.05% (*)上記資金に同じ 1.65% (担保一部免除) 1.95% 1.70%	7.2億円 (原則) 内運転2.5億円 2.5億円 2.7億円 (原則) 内運転2.5億円 4.8億円 8千万円	設備:15年以内(2年以内) 運転:5年以内(1年以内) 例外:7年以内(2年以内) 設備:15年以内(2年以内) 例外:7年以内(2年以内) 運転:5年以内(1年以内) 例外:7年以内(2年以内)
返済資金緊急特別貸付 取扱期間 7.10.19～15.3.31	取引先企業の倒産により、資金繰りに困難を生じている中小企業 取引先企業の倒産により、資金繰りに困難を生じている中小企業 税引前損益又は経常損益が赤字等の中小企業	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金 取引先企業の倒産に伴い緊急に必要な長期運転資金 5%超貸出金(当金庫)の今後1年間の元利返済に充当するための長期運転資金	1.65% (担保一部免除) 1.95% 同上(ただし別途特別利率適用の場合もあつたす) 1.65%	1.5億円(15年3月31日までは2億円) 1.5億円 対象元利返済金の合計額	運転:5年以内(1年以内) 例外:7年以内(1年以内) 運転:5年以内(2年以内) 例外:7年以内(2年以内)
新事業育成貸付 取扱期間 7.10.19～17.3.31	技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会が新規性を認定した中小企業	新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金	当初5年0.95%～1.30% <sup>(*)</sup> 6年目以降1.85%～2.25% <sup>(*)</sup> (*担保一部免除特例有り。 貸付期間等により貸付利率は異なります。	6億円 内運転2.5億円	設備:15年以内(5年以内) 運転:7年以内(2年以内)

国の施策に基づく特別貸付(2.2) 商工中金独自の融資制度

(平成15年1月10日現在)

貸付名称	貸付対象	資金使途	貸付利率	貸付限度	貸付期間(据置期間)
異業種交流促進特別貸付 取扱期間 7.4.14~	「中小創造法」に規定する認定研究開発等事業を行う中小企業	認定計画にしたがって、研究開発の成果の利用等に必要とする設備資金、長期運転資金	長期プライムレートを下回る水準	特利限度 3.5億円 内運転2億円	設備:15年以内(2年以内) 例外:20年以内(3年以内) 運転:7年以内(1年以内) 例外:10年以内(3年以内)
金融環境変化対応資金担保免除特例制度 取扱期間 14.3.18~16.3.31	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしており、担保力の不足する中小企業 債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にこそ融資を行います	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、短期運転資金(含手形割引)	当金庫所定の利率	5千万円	運転:5年以内(6ヶ月以内)
緊急経営安定対応貸付短期貸出制度 取扱期間 14.3.18~16.3.31	緊急経営安定対応貸付(2.1参照)の対象となる中小企業 緊急経営安定対応貸付の資金使途に、新たに短期運転資金(含む手形割引)を追加した制度です	緊急経営安定対応貸付(2.1参照)の各資金の対象となる方が必要とする短期運転資金(含手形割引)	当金庫所定の利率	緊急経営安定対応貸付の各資金と合算で同資金の限度額内	運転:1年未満
事業再生支援貸付 取扱期間 13.7.16~	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者 ・法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者 ・借入金で整理回収機構に譲渡(または信託)された事業者の方で、同機構に再生可能と認められた等の要件を満たす方	短期運転資金(手形貸付、手形割引) ・短期運転資金(含手形割引) ・事業の再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金	当金庫所定の利率 (担保) 短期運転資金 商業手形または売掛金の担保提供が必要 です。 長期運転資金 原則として必要です。 設備資金 融資対象物件を含め 原則として必要です。	当金庫所定の限度内	運転:1年未満 運転:10年以内(2年以内) 設備:15年以内(2年以内)
事業再生促進支援資金	「再生事業者」、「再生事業者」に準ずる事業者から、営業譲渡等により事業承継する事業者	事業に必要な設備資金(買取資金)			設備:15年以内(2年以内)
起業挑戦支援無担保貸出制度 取扱期間 14.11.11~16.3.31	新規性の認められる事業を行う創業1年以上7年以内(原則)の中小企業者の方であって、当金庫の新事業審査委員会、当該事業につき新規性が認められるなど所定の要件を満たす方 債務超過でないこと、事業化の見込みがある等の要件があります。	新事業審査委員会が新規性を有するものとして認定した事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金、短期運転資金(含手形割引)	当金庫所定の利率	3千万円	設備:5年以内(6ヶ月以内) 運転:5年以内(6ヶ月以内)

## 第155回臨時国会で成立した主な中小企業関係法律について

平成14年12月13日に閉会した第155回臨時国会では、91件の法律案（継続法案含む）が提出され、76件が成立しました。

同国会で成立した主な中小企業関係法律の概要についてお知らせします。

### 1．中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成14年法律第109号）

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定中小企業者の範囲の拡大等を行うもの

### 2．中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成14年法律第110号）

(1) 最低資本金の制約がなく、有限責任の下で法人格が得られる企業組合制度について、企業や有限責任組合（中小企業等投資事業有限責任組合）の参加を認め、また、従事比率（実際に仕事に従事しなければならない組合員の比率（現行：2/3）及び組合員比率（従業員中の組合員の比率（現行：1/2））の規制をそれぞれ1/2、1/3に緩和する（中小企業等協同組合法の一部改正）  
(2) 有限責任組合の投資対象を、従来の株式会社のみから有限会社や企業組合にも拡大するとともに、投資形態として、従来の株式取得に加え、中小企業の事業収益の分配を受けるための投資にも拡大する（中小企業等投資事業有限責任組合法の一部改正）  
(3) 株式会社、有限会社の最低資本金等の商法上の規制に関する特例として、株式会社の場合は1,000万円、有限会社の場合は300万円という最低資本金規制の適用を受けない会社設立を認めるとともに、設立後5年間は当該規制を適用しない（新事業創出促進法の一部改正）というもの。

### 3．知的財産基本法（平成14年法律第122号）

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、その推進に必要な体制を整備するもの。

### 4．情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第144号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、情報処理振興事業協会を解散して独立行政法人情報処理推進機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、情報処理技術者試験の実施に関する事務を同機構に行わせるために必要な事項を定めるもの。

### 5．中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金を解散するとともに、地域振興整備公団の業務の一部を廃止し、これらの法人の関連する権利及び義務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継する等の措置を講ずることとし、あわせて機械類信用保険法を廃止し、所要の経過措置を設けるもの。

## 6. 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律に基づき中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金が解散し、並びに地域振興整備公団がその業務の一部を廃止することに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

## 7. 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めもって国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することとするもの。

## 8. 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をするもの。

## 9. 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めるもの。

## 10. 会社更生法（平成14年法律第154号）

経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄規定を緩和し、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させ、更生手続の開始原因を緩和し、更生手続開始後の手続を簡素かつ合理的なものに改め、更生計画案の早期の提出を義務付け、更生計画案の可決要件を緩和するとともに再建のための手法を整備する等の措置を講ずるもの。

## 11. 会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成14年法律第155号）

会社更生法の施行に伴い、証券取引法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めるもの。

## 12. 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第164号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

## 13. 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公益法人に対する行政の関与の在り方についての改革

を行うため、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給等の業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする等のもの。

#### 14.独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、雇用、能力開発機構を解散して独立行政法人雇用・能力開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

#### 15.特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成14年法律第173号）

特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証の申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除を強化する措置等を講ずるもの。

#### 16.預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第175号）

我が国の金融の機能の一層の安定化を図るため、破綻金融機関に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する預金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講ずるもの。

#### 17.農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第177号）

我が国の金融の機能の一層の安定化を図るため、経営困難な農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講ずるもの。

#### 18.構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手続、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置するもの。

#### 19.金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期するもの。

# 中小企業金融セーフティネット対策について

不良債権処理の進展等により、中小企業をめぐる金融経済情勢が依然厳しい中で、政府としては、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ってきました。今般、平成14年度補正予算の成立等を受けて、新たな保証・貸付制度を次のとおり創設するなど、中小企業金融のセーフティネット対策を一層拡充しました。

## セーフティネット保証の拡充

セーフティネット保証とは、取引先企業の倒産、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るための保証制度です。

昨秋の臨時国会において、中小企業信用保険法を改正し、金融機関が店舗統廃合等の経営合理化を行うことにより貸出の減少に直面した中小企業者等を、新たにセーフティネット保証の対象者として追加し、大胆かつ広範なセーフティネットを構築しました。(すでに平成14年12月16日から実施しております。)

## 資金繰り円滑化借換保証制度(略称:借換保証)

本制度の目的は、デフレの進行等による売上高の減少等に対応し、保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の債務一本化等を促進することにより、中小企業の月々の返済額の軽減等を推進し、中小企業の資金繰りを円滑化することです(2月10日より実施)。

### ・特別保証(中小企業金融安定化特別保証)の借換え

特別保証を借り換える場合、セーフティネット保証の要件に該当する方(昨年末よりその対象を大幅に拡大)は、セーフティネット保証で借り換えることができます。セーフティネット保証の対象とならない方は、一般保証での借換えとなりますが、その場合、一般保証の枠内(例えば無担保保証の場合、8,000万円の限度額の枠内)で保証することとなります。

#### <保証条件>

セーフティネット保証による借換えの場合は、事業計画書の作成等が必要となります。

保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む。)以内となります。

特別保証は臨時異例の措置として、その他の保証とは別会計で実施されたものであり、本制度は既に終了していることから、他の保証との一本化は行えません。 等

### ・一般保証とセーフティネット保証の借換え

#### 1. セーフティネット保証の要件に該当する方

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借り換えることができます。また、一般保証とセーフティネット保証を一本化して借り換えることもできます。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

#### <保証条件>

事業計画書の作成等が必要となります。

保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む。)以内となります。 等

#### 2. セーフティネット保証の要件に該当しない方

セーフティネット保証の要件に該当しない方は、一般保証で借り換えることとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。なお、セーフティネット保証を一般保証で借り換える場合、一般保証の枠内で保証することとなります。

#### <保証条件>

通常の保証における保証条件と同じです。

(注)信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

### 第三者保証人等を不要とする融資について（国民公庫）

第三者保証人を依頼することや担保を提供することが困難な方に対して、第三者保証人や担保を不要とする融資の取扱いを、平成15年1月27日から開始いたしました。

【貸付対象】 税務申告を2期以上行っており、かつ、所得税等を期限内に完納していること

【貸付限度】 1千万円

【貸付利率】 基準利率 + 0.7%

### 経済再生改革対応緊急貸付制度（中小公庫・商工中金・国民公庫）

この制度は、取引金融機関から貸し渋り・貸し剥がし等の取扱いを受け資金繰りに困難をきたした中小企業者に対して融資を行う制度です。この制度には、貸付額の75%まで担保徴求を免除することができる特例があります。

【貸付対象】 取引金融機関から貸し渋り・貸し剥がし等の要請を受け資金繰りに困難をきたした中小企業者であって、事業活動等改善計画を提出し、かつ、現状程度の金融支援を行う取引金融機関が一つ以上存在する方

【貸付限度】 別枠 3億円

【貸付利率】 基準利率（但し、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率 + 0.3%）

【担保条件】 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の75%（但し、8千万円まで）を限度として担保徴求を一部免除するなどの特例があります。

なお、上記は中小公庫の例であり、商工中金、国民公庫の貸付条件は一部異なります。

### 企業再建貸付制度（中小公庫・商工中金）

この制度は、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、企業再建計画の策定を前提に融資を行う制度であり、今般創設されました。

【貸付条件】 地域経済の産業活力維持への貢献や技術力などが認められるものの、経営改善、経営再建等に取り組むことが必要になっている中小企業者であって、債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、取引金融機関からの既往債務について当該金融機関からの協力が得られる等支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方

【貸付限度】 7億2千万円（うち長期運転資金2億5千万円）

【貸付利率】 基準利率（但し、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率 + 0.3%）

【担保条件】 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の50%（但し、8,000万円まで）を限度として担保徴求を一部免除するなどの特例があります。

なお、上記は中小公庫の例であり、商工中金の貸付条件は一部異なります。

### 信用補完制度の財政基盤の強化について

信用補完制度は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証を行う信用保証制度と、中小企業総合事業団がその保証につき保険を引き受ける信用保険制度からなります。

中小企業を取り巻く厳しい金融経済環境が続く中、政府としては、特別保証制度の実施、セーフティネット保証の充実、売掛債権担保融資保証制度の創設など信用補完制度を充実させてきました。

こうした中で、信用保険収支は大幅な赤字となっており、今後とも信用補完制度を持続的に運営していくためには、信用保険制度の財政基盤を強化することが重要となっています。このため、平成14年度補正予算において約2,000億円の予算措置を計上するなど、政府としても、財政基盤の強化に全力を挙げておりますが、利用者である中小企業の皆様にも最小限の負担をお願いする必要があり、本年4月1日から、信用保証料（現行の基本料率1%）を概ね0.3%引き上げさせていただきます。

（ただし、セーフティネット保証、特別小口保証等については、現行料率（1%以下）を維持。売掛債権担保融資保証の保証料率は1%から0.85%へ引き下げ。）

信用補完制度の持続的な運営のため、中小企業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

中小企業庁金融課、信用保証協会、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫または金融機関等へ

# 平成15年度石川県産業技術等研究開発事業費補助金・モノづくり高度加工技術研究開発事業費補助金の公募について

事業目的	県内中小企業の新製品・新技術の研究開発を促進助長し、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化、公害防止、省エネルギー等に資することを目的とする。			
補助対象者	県内に本店又は研究開発組織を有し、かつ当該事業所で研究開発を行う中小企業者又は個人事業主等			
補助対象事業	事業/枠	産業技術等研究開発事業費補助金		モノづくり高度加工技術研究開発事業費補助金
		経営革新枠	創造技術枠	
	対象事業	「石川県産業科学技術振興指針」に定める「重点技術分野」に該当する新製品の試作開発事業であって、中小企業経営革新支援法に基づき、事業活動の向上に大きく資するものとして、知事の承認を受けた経営革新計画によるもの	著しい新規性を有する新製品の試作開発や新技術の研究開発であって、中小企業創造活動促進法に基づき、著しい新規性を有するものとして、知事の承認を受けた研究開発等事業計画によるもの	「石川県産業科学技術振興指針」に定める「重点技術分野」に該当するモノづくり加工技術の高度化を図る研究開発事業であって、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の高度化等計画又は高度化等円滑化計画に基づくもの
	事業期間	平成16年3月31日まで	平成16年3月31日まで (最長3年まで継続可能)	平成16年3月31日まで
	補助対象経費	新製品・新技術の研究開発に必要不可欠 (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (4) 外注加工に要する経費 (5) 技術指導の受入れに要する経費 (6) 創造技術枠において、研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対する直接人件費(この経費は補助事業の技術内容がソフトウェア・情報処理及びバイオテクノロジー関連技術の研究開発の場合以外は、補助対象経費総額の1/2を超えない額) 注1 構築物、機械装置及び工具器具において、1件当たりの取得価格が50万円以上のものについては、原則として借用する場合のみ補助対象となります。(補助対象期間中のリース料などが補助対象経費となります。) 注2 補助対象経費は、事業・枠によって異なりますので、公募要領によりご確認ください。		
	補助率	2/3以内		
	補助金額	2,000 ~ 5,000 千円	2,000 ~ 30,000 千円	2,000 ~ 5,000 千円
締切	平成15年2月28日(金)18:00(必着)			
採択方法	学識経験者等の専門家による審査会を設置し、第1次選考：書類審査、第2次選考：プレゼンテーション審査(書類審査を通過した応募者のみ)を経て、補助金交付先企業を決定します。			
申込・問い合わせ先	産業技術等研究開発事業費補助金に関すること。	石川県商工労働部産業政策課 技術振興係 TEL: 076-225-1512 FAX: 076-225-1514		
	モノづくり高度加工技術研究開発事業費補助金、中小企業創造活動促進法に基づく研究開発等事業計画の認定及び集積活性化法に関すること。	石川県商工労働部産業政策課 産業創出係 TEL: 076-225-1513 FAX: 076-225-1514		
	中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認に関すること。	石川県商工労働部経営支援課 経営支援係(下記以外の業種) TEL: 076-225-1521 FAX: 076-225-1523 石川県商工労働部地域産業振興課(卸売・小売業、繊維業、伝統産業) TEL: 076-225-1527 FAX: 076-225-1529		

# 石川県優秀新製品販路開拓事業費補助金(仮称)の募集について (4月中旬募集予定)

1. 対象 : 原則として石川県産業科学技術振興指針における重点技術分野に含まれるものであって、県内中小企業が次の課題を達成した(開発した)新製品等の販売促進事業、試用品の製作及び性能試験・モニター評価事業、製品改良事業

(課題)

- 機械器具又は装置の新規開発
- 新物質又は新材料の開発・利用
- 新システム又は新工法の開発
- 生産、加工又は処理のための新技術の開発
- 新規性・市場性の高いパッケージソフトウェアの開発等

(石川県産業科学技術振興指針における重点技術分野)

新製造技術分野・生活関連分野・情報通信分野・医療福祉分野・環境関連分野等

2. 補助制度の概要 : 下表のとおり  
 3. 補助期間 : 平成15年度中  
 4. 補助対象決定方法 : 専門家による審査を経て補助対象企業を決定します。

## (補助制度の概要)

事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
石川県優秀新製品販路開拓事業費補助金(仮称)	<p>原則として石川県産業科学技術振興指針における重点技術分野に含まれるものであって、次の項目のいずれかに該当する新製品等のうち、特に優秀なものとして審査会にて採択されたものについての平成15年度中の販売促進事業、<b>試用品の製作、性能試験・モニター評価事業、製品改良事業</b></p> <p>平成15年度及び平成14年度以前に石川ブランド優秀新製品として知事の認定を受けた新製品等</p> <p>平成14年度以前に石川県もしくは(財)石川県産業創出支援機構の支援事業等を受けて開発した新製品等</p> <p>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく認定を受けている中小企業及び中小企業経営革新支援法に基づく承認を受けている県内中小企業が有する新製品等</p>	<p>製品の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料費</li> <li>・ 外注加工費 等</li> </ul> <p>試用品の製作及び性能試験・モニター評価に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料費</li> <li>・ 外注加工費</li> <li>・ 試験・評価委託費</li> <li>・ モニター等調査費 等</li> </ul> <p>広告宣伝経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット作成費</li> <li>・ 広告掲載費</li> <li>・ 通信費 等</li> </ul> <p>見本市経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場借上料</li> <li>・ 小間装飾費</li> <li>・ 運搬費</li> <li>・ アルバイト料 等</li> </ul>	<p>200万円以内</p> <p>補助対象となる経費の2分の1以内</p> <p>原則として、事業費200万円以上</p>

注) 原則として、過年度において、石川県もしくは(財)石川県産業創出支援機構の支援事業において、上記の補助対象経費の助成を受けた同一製品(軽微な改良を施した製品も含む)の該当経費については、補助対象外となります。ただし、基本技術や用途等の観点から総合的に判断し、開発を伴う著しい改良が認められる場合には、補助対象とする場合があります。

## 平成 15 年度中央会役員会、表彰式 並びに通常総会の日程（予定）について

開催期日 平成 15 年 5 月 28 日（水）  
開催場所 石川県地場産業振興センター

	開催時間	開催場所
役員会	午後 2 時 30 分～	本館 第 1 会議室
表彰式・第 48 回通常総会	午後 3 時 30 分～	新館 コンベンションホール
懇親パーティー	午後 4 時 50 分～	本館 アイエリア

## 石川銀行関連再生支援特別相談窓口の開設等について

石川県では、この 3 月にも石川銀行から受け皿金融機関・整理回収機構に対する債権譲渡が行われることを踏まえ、下記のとおり関係中小企業向けに再生支援特別相談窓口を設置することとしました。

1. 期 間 平成 15 年 1 月 10 日（金）から当分の間 土日、祭日は除く
2. 時 間 午前 9 時～午後 5 時
3. 場 所 石川県商工労働部経営支援課 [金融相談等] 県庁行政庁舎 12 階  
TEL (076) 225 - 1522
4. 相談方法 面接又は電話

## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

**= 日 程 =** 担当 組織振興課・見谷まで (TEL 076・267・7711)

開催日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
3 月 19 日 (水)	10:00 ~ 12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13:00 ~ 15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史
	15:00 ~ 17:00	登 記 相 談	司 法 書 士 久 保 均

**= 場 所 =**

石川県地場産業振興センター本館 3 階 石川県中小企業団体中央会 会議室